

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成18年3月10日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分、議案第9号所管分の審査	2
補足説明（土木下水道部長、都市整備部長）	
質疑（野原委員、藤浦委員、原田委員）	
議案第28号所管分の審査	64
質疑（藤浦委員）	
散会の宣告	64

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年3月10日(金) 午前10時 開会
午後4時33分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 藤浦雅彦
委員 原田平 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
都市整備部長 岩田延弘 同部次長兼都市計画課長 粟屋保英
同部参事兼建築指導課長 中谷久夫 都市計画課参事 渡場修一
まちづくり支援課長 土井正治 同課参事 山本莊一 建築住宅課長 長野俊郎
土木下水道部長 山脇 智 同部次長兼下水道管理課長 宮川茂行
同部参事兼公園みどり課長 野畑一雄 同部参事兼道路課長 藤井義己
公園みどり課参事 勝 松男 交通対策課長 水田和男
下水道業務課長 石川裕司 下水道管理課参事 山口 繁
下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成18年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第28号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件所管分(第2条第5号(優良宅地の造成及び優良住宅の新築等の認定に関する事務)に関する改正)
議案第 6号 平成18年度摂津市公共下水道事業特別会計予算
議案第13号 平成17年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第35号 摂津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 2号 平成18年度摂津市水道事業会計予算
議案第10号 平成17年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第36号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 おはようございます。
ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。8日、9日と各会派の皆さんには、代表質問、大変ご苦労さまでございました。本日は、それを受けまして、建設常任委員会を開催賜りまして、大変ありがとうございます。どうか慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、野原委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

土木下水道部長。

○山脇土木下水道部長 議案第1号、平成18年度摂津市一般会計予算のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページをお開き願います。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料では、その主なものとして、節3、クリーンセンター使用料は、クリーンセンター用地使用料でございます。目4、農林水産業使用料では、節1、水路使用料は、法定外水路占用料でございます。目5、土木使用料では、その主なものとして、節1、道路使用料は道路占用料でございます。節3、公園使用料は、関西電力の電柱などの公園占用料でございます。節4、駐車場使用料は、自動車及び自転車駐車場の使用料と駐車場用地使用料でございます。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料では、その主なものとして、節1、総務手数料では下から1行目の諸証明手数料は、道路幅員証明手数料でございます。

37ページ、目2、衛生手数料では、その主なものとして、節5、し尿処理手数料は、し尿処理及び浄化槽汚泥処分の手数料のほか、浄化槽清掃業及び一般廃棄物収集運搬業の許可申請手数料でございます。目3、農林水産業手数料では、その主なものとして、節2、明示手数料は、水路敷地境界明示手数料でございます。目4、土木手数料では、節1、明示手数料のうち、上から2行目の道路敷地境界等明示手数料でございます。

41ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金では、節1、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

51ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金では、その主なものとして節2、地籍調査費補助金は、都市再生地籍調査委託補助金でございます。

53ページ、項3、委託金、目3、土木費委託金では、その主なものとして、節1、土木管理費委託金は河川環境整備工事委託金と自転車等移動保管業務委託金と、鶴野橋外ポンプ管理委託金でございます。

61ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入では、その主なものとして、節1、雑収入のうち上から15行目の路上放棄車処理協力金と、その下、自転車等移動保管料と、その下、自転車等鉄屑処分金と、その下、踏荒し整地料でございます。

続きまして、歳出でございますが、137ページをお開き願います。

款4、衛生費、項2、清掃費、目1、清掃総務費では、その主なものとしまして、節7、賃金では、上から2行目の下水道業務課のし尿収集事務に係る臨時職員の賃金でございます。

141ページ、目3、し尿処理費では、その主なものとしまして、節13、委託料はし尿収集運搬委託料などでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、本市のし尿及び浄化槽汚泥が吹田市の正雀終末処理場施設で処理されていることに伴う、同施設の維持管理及び整備負担金でございます。

142ページ、節22、補償、補填及び賠償金は、公共下水道整備に伴うし尿くみ取り件数の減少に対するし尿収集運搬業者への補償金などでございます。

147ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、農業水路の維持管理に係る経費で、その主なものとしまして、節7、賃金は、地元農業関係者による水路しゅんせつ等に係る賃金でございます。節11、需用費は、農業用施設の光熱水費と修繕料でございます。節13、委託料は、河原樋ポ

ンプ場ほか1件の管理業務委託料でございます。

148ページ、節15、工事請負費は、農業水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、神安土地改良区に対する水路整備事業等の実施に伴う償還金負担金や排水施設維持管理費負担金等でございます。

152ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとして、153ページ、節13、委託料は土木施設の維持に係る作業業務委託料でございます。

154ページ、節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。目2、交通対策費では、その主なものとして、節13、委託料は交通指導業務委託料、放置自転車等移動委託料及び155ページ、駐車場管理委託料が主なものでございます。節15、工事請負費は、交差点改良工事と道路反射鏡設置工事と路面標示設置工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、市内循環バス運行補助金等でございます。

156ページ、項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節13、委託料は、都市再生地籍調査業務委託料と駅前広場管理委託料などが主なものでございます。

157ページ、目2、道路維持費では、道路管理に係る維持管理経費のほか、市内環境整備事業などの事業費でございます。目3、道路新設改良費では、その主なものとしまして、節15、工事請負費は千里丘東23号線道路改良事業等でございます。

158ページ、目4、交通安全対策費では、歩道段差切り下げなどの交通安全対策工事の事業費でございます。

159ページ、項3、水路費、目1、

排水路費では、その主なものとしまして、節11、需用費は排水路施設の光熱水費と修繕料でございます。節13、委託料は、排水路やポンプ場等の維持管理に係る委託料でございます。

160ページ、節15、工事請負費は、排水路に係る雑工事でございます。節19、負担金、補助及び交付金は、番田水門設置に伴う内水対策事業の実施に係る負担金でございます。

161ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、その主なものとしまして、節1、報酬は、緑化推進嘱託員の報酬でございます。

162ページ、節7、賃金は、緑化推進員の賃金でございます。

166ページ、目3、緑化推進費で、その主なものとしまして、節14、使用料及び賃借料で、草花の借上料のほか、節16、原材料費では花いっぱい活動助成を初め、市内花壇等の花苗、土、肥料等でございます。目4、公園管理費では、その主なものとしまして、節11、需用費は公園等の光熱水費と修繕料でございます。

167ページ、節13、委託料は、公園等の施設の機能維持を図るための管理委託料と公園台帳の作成委託料並びに公園等砂場の消毒と清掃委託料でございます。節15、工事請負費は、遊具や管理施設等の取りかえ、改修工事などでございます。

168ページ、目5、都市公園事業費では、節19、負担金、補助及び交付金は、安威川ふれあいづつみ事業に要した神安土地改良区への償還金負担金でございます。

178ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費では、その主なものとしまして、節16、原材料費は水防

資材の購入費でございます。節19、負担金、補助及び交付金では、上から3行目の淀川右岸水防事務組合に対する負担金と、その下、2行目の安威川ダムの建設に係る水源地域対策特別措置法第12条に基づく負担金等でございます。

以上、歳出の説明といたします。

続きまして、11ページの第2表の債務負担行為のうち、番田水路下流部整備事業で、期間及び限度額を定めております。番田水路下流部整備事業に伴う本市負担金につきましては、神安土地改良区が融資資金を受けて、その償還に合わせて本市が神安土地改良区に負担金を支払うものでございます。今回は平成18年度工事分の本市負担金に係るもので、上段が農林漁業金融公庫融資分、下段が、大阪府信用農業協同組合連合会融資分でございます。

以上、債務負担行為の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成17年度摂津市一般会計補正予算第6号のうち、土木下水道部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、20ページをお開き願います。

20ページ、款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金では、節1、寄附金は緑化事業寄附金2件を歳入いたしております。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。

47ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費では、節13、委託料はし尿及び浄化槽汚泥の沈砂槽などの清掃委託料で、委託金額が確定したことにより減額するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、正

雀終末処理施設維持管理負担金で、今後の処理量見込みから減額するものでございます。節22、補償、補填及び賠償金は、し尿くみ取り世帯の減少に対する補償金で、補償金額が確定したことにより減額するものでございます。

48ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目4、農業水路費では、その主なものとしまして、節7、賃金は農業用水路しゅんせつ賃金の金額が確定したことにより減額するものでございます。節15、工事請負費は、農業水路に係る雑工事の執行差金を減額するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金では、地盤沈下対策事業償還金負担金について、神安土地改良区が農地転用時の決済金により、繰上償還したことに伴い、償還金負担金が減額となるものでございます。また、神安土地改良区負担金については、負担金額が確定したことにより減額するものでございます。

49ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目1、土木総務費では、その主なものとしまして、節14、使用料及び賃借料は、電子複写機レンタル料の金額が確定したことにより減額するものでございます。節28、繰出金は、公共下水道事業特別会計において下水道使用料収入の増加や維持管理経費の減少に伴い、一般会計繰出金を減額するものでございます。

50ページ、目2、交通対策費では、節13、委託料は交通指導業務委託料の金額が確定したことにより減額するものでございます。節15、工事請負費は、交通安全対策工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費では、その主なものとしまして、節12、役務費は、放置自動車撤去に伴う

リサイクル料金等が確定したことにより減額するものでございます。節13、委託料は、道路境界査定委託料、管理台帳作成委託料、放置自動車撤去委託料の金額が確定したことにより減額するものでございます。

51ページ、目2、道路維持費では、節13、委託料は街路樹剪定委託料、路面清掃委託料の金額が確定したことにより、減額するものでございます。節15、工事請負費は、道路維持工事の執行差金を減額するものでございます。目3、道路新設改良費では、節15、工事請負費は新設改良工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。目4、交通安全対策費では、節15、工事請負費では交通安全対策工事の執行差金を減額するものでございます。

52ページ、項3、水路費、目1、排水水路費では、節11、需用費は、排水路等しゅんせつ事業における修繕料の執行差金を減額するものでございます。節13、委託料は、残土等の受入処分の減少及びポンプ場電気保安業務委託料、ポンプ場設備保守点検委託料、味舌ポンプ場水路系維持管理業務委託料の金額が確定したことにより、減額するものでございます。その下、排水管及び水路しゅんせつ委託料の執行差金を減額するものでございます。

54ページ、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、節25、積立金は寄附金を緑化基金に積み立てるものでございます。

55ページ、目4、公園管理費では、節15、工事請負費は公園遊具取替工事の金額が確定したことにより減額するものでございます。節19、負担金、補助及び交付金は、ちびっこ広場管理補助金の金額が確定したことにより減額するも

のでございます。

58ページ、款8、消防費、項1、消防費、目3、水防費では、節14、使用料及び賃借料は、味舌下公園内にございます水防倉庫の土地借上料の金額が確定したことにより減額するものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 都市整備部長。

○岩田都市整備部長 おはようございます。議案第1号、平成18年度摂津市一般会計予算のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目5、土木使用料のうち公営住宅使用料は、市営住宅使用料等でございます。

次に37ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目4、土木手数料では、都市計画道路敷地境界明示手数料等でございます。

次に50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金のうち、都市計画費補助金は、土地利用規制等対策費交付金と府景観条例事務取扱交付金でございます。

次に53ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金のうち、都市計画費委託金のうち主なものは、都市計画法施行事務取扱委託金等でございます。

次に61ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、雑収入は、上から9行目、都市計画図売却収入から13行目の入居者負担金までの3件でございます。

次に歳出でございますが、161ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費では、都市計画審議会委員報酬及び事務執行経費でございます。

163ページ、委託料は、電波障害調査委託料等でございます。

164ページ、備品購入費は、庁用器具費でございます。負担金、補助及び交付金のうち当部に関係いたしますものは、1行目、大阪府都市計画協会負担金ほか9件の負担金及び阪急正雀駅エレベーター設置補助金とJR千里丘駅エレベーター設置補助金でございます。

165ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目2、街路事業費のうち報償費は、平成14年度に制定した都市景観まちづくり要綱の施行に伴う都市景観まちづくり審議会及び都市景観アドバイザー委員会の報償金でございます。委託料は、千里丘三島線交差点改良事業に要する測量等委託料でございます。工事請負費では、千里丘三島線交差点改良事業に要する道路改良事業費を計上いたしております。補償、補填及び賠償金は、千里丘三島線交差点改良事業に要する支障物件移転補償でございます。

169ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、住宅管理人報酬及び事務執行経費でございます。

170ページ、委託料は、住宅管理に伴うもので、その主なものは、緊急通報設備管理委託料及び建替え基本構想策定委託料等でございます。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成17年度摂津市一般会計補正予算第6号のうち、都市整備部にかかわる部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明さ

せていただきます。

まず、歳入でございますが、17ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目4、土木費府負担金は、都市計画道路千里丘三島線の道路改良事業負担金で、事業確定により減額いたすものでございます。款15、府支出金、項2、府補助金、目6、土木費府補助金は、土地利用規制等対策費交付金でございます。

18ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、都市計画費委託金では、都市計画基礎調査委託金等でございます。

19ページ、款16、財産収入、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入のうち、土地売払収入は、千里丘三島線交差点改良事業にかかわる土地売払収入でございます。

20ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、公共公益費用協力金は、平成17年度の歳入額を精査し、増額いたすものでございます。

次に、歳出でございますが、53ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費は、報酬、旅費、需用費等では、事業にかかわる経費の執行差金であります。

54ページ、目2、街路事業費では、報償費、旅費、需用費は、都市景観事業等にかかわる経費の執行差金であります。役務費、委託料と55ページ、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金は、千里丘三島線交差点改良事業及び千里丘三島線道路改良事業等にかかわる経費の執行差金及び落札差金であります。

56ページ、款7、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費では、委託料等にかかわる経費の執行差金と市営住宅整備基金積立金で、これは市営住宅の整備

及び管理を適正に履行するため、財源の確保をいたすものでございます。

最後に7ページ、第2表、繰越明許費につきましては、阪急正雀駅エレベーター設置補助事業におきまして、土質調査の結果が既存の土質データと相違があり、設計変更が生じたこと、また建設資材市場における鉄鋼不足のために、年度内の完成が困難となったためであります。また、千里丘三島線道路改良事業におきましては、用地買収が購入価格等の買収条件では合意をいただいておりますが、権利関係が複雑で、年度内契約が困難であることから、繰越明許をお願いいたすものでございます。

以上、補正予算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の方は、できるだけページ数を示していただければありがたいのですが、よろしく願いいたします。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。それでは、またいろいろ教えていただきたいと思っておりますので、質問させていただきます。

まず1番目、交通指導業務委託料が前年より6万6,000円減っている内容を教えていただきたいと思っております。

2番目、自転車等保管事務所管理委託料31万2,000円ふえている理由を教えていただきたいと思っております。

3番目、自転車利用者指導委託料840万1,000円ふえている理由を教えてください。

4番目、機械警備委託料35万1,000円減っている内容を教えていただきたいと思っております。

5番目、道路反射鏡清掃業務委託料4

2万7,000円減っている理由を教えてください。とさせていただきます。

6番目、路面標示設置工事、これは前年と一緒なんですけど、これの内容を教えてください。とさせていただきます。

それと、前回、質問いたしました鳥飼の違法駐車場利用状況、いま一度教えてください。とさせていただきます。

9番目、都市再生地籍調査業務委託料、これはどのようなものか、内容を教えてください。とさせていただきます。

11番目、道路維持工事、これの道路占用料が9,260万円となっております。この内容を教えてください。とさせていただきます。

12番目、自転車等鉄屑処分金なんですけど、前回は質問させてもらいましたが、その後、どのような対応をなされているか教えてください。とさせていただきます。

次に、路上放棄車処理協力金に関しましてご説明をお願いしたいと思います。

15番目、建築確認申請者負担金、これのご説明をよろしくお願いします。

16番目、今問題になっております悪徳リフォーム業者に関する対応をどのようにされているのかお聞かせください。

次、公園管理委託料に関して内容を教えてください。とさせていただきます。

それと、花とみどりの相談所運営について及び花いっぱい活動について、教えてください。とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷参事

○中谷都市整備部参事 ご質問の、61ページの建築確認申請者負担金について、ご説明申し上げます。

平成11年から民間にも建築確認がおろせるようになりまして、大阪府の特定行政庁だけではなく、民間に建築確認が持ち込まれるということがございます。この建築確認について、私どもみたいな

特定行政庁でない市町村に調査報告書というものをつくって、そこに添付して、建築確認を出していただくということになっておるんですけども、これらの業務手数料として、建築確認の手数料のうち15%相当を、こういう民間の確認機関からちょうだいするというようになっております。ここに記載いたしておりますのは、大阪府に持ち込まれた建築確認ではなく、民間に持ち込まれた建築確認の手数料に対する15%相当額を計上させていただきます。

次に、悪徳リフォーム業者の対応についてでございますけれども、悪徳リフォーム業者については、屋根が傷んでいるとか、シロアリにやられているとか、水回りが腐っているとか、床下の換気ができてないから家が傷みますよとか、耐震工事をしとかなないと地震が来たときにはえらい目に遭いますよとか、こういう口実で各家庭に入り込むということでございます。この分につきましては、基本的には大阪府の消費生活センターの方で対応していただいているわけなんですけれども、当然、我々の方も窓口の方に、耐震に絡んでご相談いただければ、職員の対応できる範囲で対応いたします。それと、職員の対応でき切れない部分につきましては、我々各行政がお金を出し合って設立いたしております防災センターですね、支援している防災センター等に相談を持ち込んでいただくということになりますけれども、いずれにせよ、我々の方の窓口にもし来ていただければ、消費生活センターなり、それなりの防災センターなり、適切な方向性というのをお示しいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 勝参事。

○勝公園みどり課参事 花とみどりの相

談所の内容でございますが、花とみどりの相談所の設置は、草花、樹木、育苗等の知識及び技術的なもの、そのほか家庭園芸実践教室、講師の派遣、あるいは地域団体、グループ活動などについて、電話や直接の相談、指導等の業務を行うもので、市民による花とみどりの実践を養成して育成を図るとともに、花とみどりの輪を広げていくものであると考えているところでありますが、同時に、鶴野苗圃内に設置しているわけでございますが、花とみどりのネットワークの拠点としても、平成14年9月に開所してきたところでございます。

内容でございますが、現在、年間を通じて市民の相談件数、平成17年4月1日から平成18年2月末日までの相談件数は145件でございます。そのほか、市民研修もそれぞれ行っておりますが、特に花と木の実践養成教室、あるいは木の剪定教室、あるいは市民の相談に応じた実践の指導等も行っているところでございます。大ざっぱに申し上げまして、相談所の内容としましては、そういう内容でございます。

それから、花いっぱい活動の内容でございますが、市内の緑化推進活動及び美しいまちづくりの一環として、グループ、団体等が行う花いっぱい活動に関しての活動に対する助成をしていくという格好でございます。特に多くの市民の目に触れる場所において、草花等を植栽するグループ等団体等に、原材料で支給をしているという助成でございます。

それから、内容的に植栽面積も大小それぞれございますので、総面積は20平方メートル以上である敷地を有して、年間3回以上の草花等の植えかえを行うもの、あるいは花いっぱい活動を行っているグループ、団体等で、自治会から承認

を受けて、かつ年間2回以上の草花等の植えかえを行うものに対する助成でございます。

それから、金額でございますが、面積その他いろいろ規模に応じて違いますので、年間10万円あるいは15万円相当の原材料等を、申請がございましたらその範囲の中で助成をしていくということで、団体数がふえますと、パイが決まっておりますから、当然、予算の範囲内ということになりますから、団体数がふえれば、当然、その助成する金額も、多少減っていくことになろうかと思えます。

今現在、花いっぱい活動を行っている団体数は36団体、7個人でございますが、その中で、花いっぱい活動の助成を登録されている団体の数は28団体であります。

それから、公共施設内で、現在、市内の花壇数は約50か所ございまして、市直営が11か所、市と市民の協働でやっているところは21か所、あるいは市民単独でやっているところは18か所、合計50か所でございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園管理委託料の内容について、ご説明申し上げます。

まず、公園管理委託料、総額で7,851万6,000円でございます。その中で、一番大きな作業委託としまして、都市公園の管理作業委託がございまして、その内容でございますけれども、市内38か所の都市公園を初め、緑地、緑道とかありますけれども、その中で剪定作業、それがございまして、その次に薬剤散布作業、それから肥料を行う作業です。それから、除草作業、これは大正川の左岸、右岸、それから平和公園、安威川右岸、境川右岸の河川敷と、もう一つは大正川ジョギングロード、安威川ジョギングロードが

ございます。それと、あとは都市公園内の除草作業、それと支柱の取りかえ作業、灌水作業、フジ剪定の作業、それから梅林の管理作業、ショウブ管理作業、それと管理棟の委託料がでございます。この管理棟につきましては、別府公園と庄屋公園とふるさと公園の3か所がでございます。

その次に、大きな内容でございますけれども、ごみ収集業務管理委託がでございます。この内容につきましては、都市公園、ちびっこ広場、バス停、市道路、公園等のごみの定期収集、それと市道路、公園等の不法投棄の処理でございます。まず、月曜日から金曜日の作業でございますけれども、まず月曜日につきましてはバス停と大正川ジョギングロード、それからちびっこ広場のごみを収集しております。それから、火曜日につきましては公園、緑地、緑道の内容でございます。それから、水曜日につきましては不法投棄。木曜日については、同じくバス停、大正川ジョギングロード、ちびっこ広場。金曜日は、公園、緑地、緑道のごみを収集しているということでございます。

あと、除草、清掃作業委託といたしまして、これはシルバー人材センターに委託しております、市内の公園の除草並びに清掃の作業委託でございます。それと、公園内の便所、浄化槽管理委託がでございます。これは、市内のさくら公園としば公園、2か所のそれぞれ浄化槽の保守点検並びに清掃点検を行っています。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 予算書の154ページ、交通指導業務委託料の6万6,000円の減額の理由ということでございます。これは、年間を通じまして違法駐車防止重点地域の、千里丘駅、正雀駅の交通指導員と、鳥飼方面の迷惑駐車の指導員の委託料でございまして、年間を通じ

ますと述べ人員で委託料を換算しております、17年度におきましては、述べ人員が482名、18年度におきましては、462名となっておりますけれども、これは年間を通じた中で、春と秋の交通安全運動期間中におきます違法駐車の防止キャンペーン、あるいは迷惑駐車の防止キャンペーンを、交通指導員が参加していただくことになっておりまして、その分については、通常の業務以外というような形で考え方を持っておられまして、その分の約20日分ぐらいの日数が減となっているような状況でございます。

それから、同じく自転車等保管事務所管理委託料ですね、これの31万2,000円の増額の理由ということでございますけれども、これは人件費の増額になっておりまして、移動保管日に放置自転車の搬入作業がでございます。これを従来、責任者が9時から出勤しておりますけれども、職員2名が通常10時からでございます。しかしながら、1回目の移動保管時間が約9時半ぐらいになるケースが多々ございますことから、職員2名も、通常10時からの出勤を9時半から出勤するという体制をとりまして、搬入作業の充実を図るということで、年間145回に対する、約30分の追加時間の人件費ということでございます。

それから、自転車利用者指導委託料の840万1,000円の増額の理由ということでございますけれども、これはJR千里丘駅前、フォルテ摂津周辺の放置自転車の交通指導員の業務でございますけれども、最後の千里丘ガードの拡幅工事に伴いまして、千里丘三島線の側の歩道部分が狭くなったということで、従来、放置自転車がありましたけれども、置けなくなった状態になりました。それが駅の周辺、改札に上がる周辺のところに放

置自転車があふれるということから、指導員の増員を図っております。17年度におきましても、年度途中でございますけれども増員を図っております。これが効果が出ておまして、現状、その分については放置自転車がないというふうな状況でございますので、18年度もその状況を維持したいということから、指導員の増員を図っております。指導員の業務内容でございますけれども、以前は1名体制で指導を行っておりましたけれども、現場の声を聞きますと、2名体制であれば、より充実した指導が図れるということで、今回2名体制で各2か所、計4名の増員を図って、放置の対策を講じていきたいという予算でございます。

それから、機械警備委託料の減額の理由でございますけれども、これは機械警備、千里丘自転車・自動車駐車場、それからモノレールの摂津駅、南摂津駅の自転車・自動車の管理事務所の機械警備と、それから放置自転車の保管場所の機械警備が従来ございまして、指定管理者制度に伴いまして、千里丘自転車・自動車駐車場の機械警備とモノレール摂津駅と南摂津駅の自転車・自動車駐車場の機械警備につきましては、それぞれ指定管理者の委託料の中に組み込まれたということで、現在、計上いたしております15万2,000円につきましては、放置自転車の保管場所の機械警備ということで残っておるわけでございます。

それから、155ページの路面標示の工事の内容ということでございますけれども、これは公安委員会が設置いたします横断歩道、停止線、それから我々道路管理者が設置いたします中央線、外側線がございます。それと、規制で行います法定標示、それから法定外標示がございます。我々が行います、この予算計上さ

せていただいておりますのは、道路管理者が行いますセンターラインとか、それから路側帯とか、それから法定外標示、とまれ標示、飛び出し注意とか、そういうふうな標示の部分を予算計上させていただいております。各自治会の方からも新設の要望とか、それから復元を行っていく関係がございます。年々放置してますと薄くなってしまいうということから、年次計画を追いながら、復元もあわせて実施している予算でございます。

それから、鳥飼の保管場所の利用状況ということでございます。これはもう以前からいろいろご質問をいただいて、ご答弁させていただいておりますけれども、今現在、鳥飼地区の迷惑駐車の交通指導員の活動の拠点として利用している状況でございます。あわせて、本来、摂津警察によりますレッカー移動の取り締まりの車両の保管ということで活用していただくことになっておりますけれども、現状といたしましては、レッカー移動が月1回程度ということの状況でございます。再三、摂津警察にはレッカー移動の回数をふやしてほしいということは要請いたしておりますけれども、徐々にそういうふうな回数をふやすというふうなことも伺っております。この本年6月に、道路交通法の改正によりまして、駐車監視員の制度がございます。これの兼ね合いもございまして、今後、その鳥飼の保管場所の利用については、摂津警察と協議してまいりたいなというふうに考えております。

それから、自転車等鉄屑処分金の対応ということでございますけれども、これも本市におきましては、移動保管を行いました日から3か月の保管ということで、3か月を過ぎますと、鉄屑処分という形を現在とっております。他市に伺います

と、北摂の近隣都市におきましては、保管期間が最短でまず1か月の市がございます。それと、最長では保管期間が6か月という市もございます。一番最短の1か月というのが茨木市で行っておりまして、所有者が判明しない場合、本来、警察の方へ照会をかけるんですけども、それは行わずに、自転車に記名されているのみ通知を出して、保管期間が過ぎれば、鉄屑処分というふうな形をとっておられます。ただ、処分の業者が年1回の入札で1年間で決められるということで、本市におきましては毎回、月1回そういう形で入札を行っておりますけれども、他市におきましては年1回の入札で業者を決めて、1年間処分しているという関係で、若干、そういう保管期間の短縮が図れているのではないかなというところがございます。本市におきましては3か月の保管ということでございますが、それを短縮できないかということで、いろいろ検討しております。ただ、本市におきましては、警察への照会を行っております関係上、最低でも1か月の期間を要します。ですから、茨木市のような1か月の保管というのは、なかなか難しいかなということを考えておりまして、今後、業者の選定方法もちょっと考えながら、もう少し研究してまいりたいというふうに考えております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、予算書の155ページ、道路反射鏡清掃業務委託料が42万になっておる、17年度から比べて減になっておるということでございますが、その内容でございますけれども、平成16年、17年、この2か年におきまして、ミラー清掃、それまでにおきましては年1回のミラー清掃を行っておりました。試験的に16年度を、

安威川を境にいたしまして以北、約500基。17年度におきまして、安威川以南約500基、そのミラー清掃を実施したということから、まず支障がないということが出ましたので、平成18年度から17年度までの予算よりも半減いたしました42万円での予算にさせていただきますというのが内容でございます。

続きまして、156ページの都市再生地籍調査のことでございますけれども、まずこの都市再生地籍調査と申し上げますのは、平成18年度から本市が初めて取り組もうということで、予算化させていただいたものでございます。このことにつきましては、さきの新聞等で報道されましたように、大阪におきましては地籍調査が非常に進んでいない。全国的にはワーストワンクラスに該当するということで、国挙げて大阪に力を入れてきたということで、その大阪もそれを受けまして、摂津市に対しまして、何とか地籍調査をやっていただきたいということで要請を受けたものが背景にございます。一口に地籍調査というのは、その名のとおりでございます、土地を1筆、1筆、要するに簡単に言いますと地番がついております。地番ごとに土地の地目、地番、所有者の記録というのが地籍ということになっております。その地籍というのは、そういうことを集合体で1つのブロック、ブロックというのは道路で取り囲んでおるところを1つのブロックとしまして、その面積を出していくということで、すべての要するに国土といいますか、日本全国土の面積を出していこうというのが大きな目的でございます。それをさらに細分化しまして、大阪府、大阪府の中でまた細分しまして摂津市ということで、最終的には摂津市の行政区域すべての面積を出していこうということは、これは

もうかねてよりございました。しかしながら、先ほど私申し上げましたように、土地というものはあくまでも個人さんでの所有物等が大半でございますので、民境界というものを出していかない限りは、こういうふうな面積は確定できないということで、行政先行型でいくには、その大きな壁がございました。ということから、大阪においては余り取り上げられておらなかったというのが現状でございました。しかしながら、今回から、まず道路とか水路で囲まれているところを1ブロックとしまして、官民境界型を先行してやっても、国費という補助事業に採択しますよと。さらに、国費は2分の1、これは歳入の方に示しておりますけれども、大阪府におきましては4分の1ということの補助を出すよということで、何とか進めてもらいたいということに乗りまして、18年度から、そういうふうな地籍調査を進めるというのが、都市再生地籍調査の内容でございます。

続きまして、予算書の34ページ、道路占用料の9,260万円の内容ということでございますが、このことにつきましては、関西電力ほか28社で、地下埋設物であるとか電柱であるとかいうものの占用料でございます。その内容としましては、主なものでございますが、関西電力の電柱等が約1,900万円、同じく関西電力、今度は地下埋設物でございますが、これが1,850万円程度です。西日本電信電話、NTTでございますが、その電柱等につきましては2,200万円。この中には地下埋設物も入っております。大阪ガスのガス管等でございますが、それが2,270万円程度というのが大きなものでございまして、以外に小さな配水管等がございまして、トータル9,260万円を予算計上させてもらっ

ております。

続きまして、予算書の61ページの路上放棄車処理協力金についての内容ということでございますが、この路上放棄車の協力金というものにつきましては、平成16年度までにおきましては、1台当たり1万2,500円というものを協力金としていただいております。しかしながら、去年、平成17年1月に実施されました自動車リサイクル法の施行に伴いまして、協力金の対象が変わりました。といいますのは、リサイクル法が制定されたことによりまして、自治体のリサイクル促進センターに預託するリサイクル料金の範囲内で寄附を実施されるということになりましたので、その中では、放置車の中にはリサイクル料を払っておられる、17年から始まりましたので、さほどはないんですけれども、今で1年少し、リサイクル法が定まりましたので、当然、ユーザーがリサイクル料金をあらかじめ自動車を購入する際とか、既存の車であれば車検時におきましてリサイクル料金が上乗せされます。そういうふうな車につきましては、協力金をいただいております。しかしながら、そういうふうな未納付の車につきましては、リサイクル料をつけないことには処分できません。ということで、そのつけたリサイクルの金額を寄附しますよと、補てんしますよというような制度に変わりました。18年度におきましては、1台当たりの平均リサイクル料金が8,650円と算定しまして、約40台で、合計34万6,000円というのが、路上放棄車処理協力金の内容でございます。

道路維持工事の内容でございますが、この内容につきましては、大きくは道路の表面の補修事業等について予定しております、その内訳としましては3,5

00万円を上げさせてもらっております。その内容といたしましては、号線名で申し上げますと、新在家鳥飼中線、延長が400メートルを予定しております。場所としましては、鳥飼下1丁目、2丁目付近でございます。続きまして、新在家鳥飼上線、これは幅員16メートルの道路でございますけれども、このことにつきましては、場所といたしましては新在家1丁目から鳥飼上4、5丁目。延長にいたしまして420メートルを予定しております。続きまして、鶴野23号線ということで、場所としましては鶴野3丁目、旧で言う鶴野区画整理の中でございます。舗装延長といたしましては160メートルを予定しております。続きまして、別府新在家線、舗装延長といたしましては200メートル、場所といたしましては東別府4、5丁目を予定しております。それから、淀川右岸線といいますのは、淀川の堤防の道路は府道でございます、その下の道路でございます。これにつきましては場所は一津屋2丁目地先を考えておりまして、舗装延長としまして140メートルでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 それでは、まず、1番目の交通指導業務委託料のところ、今まで違法駐車追放見回りという形の財団法人が6月ごろに解散されて、新しいそれに伴う対策という形で、どのように考えておられるか。また、この6月からですか、4月からやったか、大阪市の方で違法駐車に対する形、駐車違反の形が変わってきます。摂津市においては、どのような対応、またいつごろから大阪府下はそういう状況になるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、自転車等保管事務所管理委託料に関しては結構です。

続きまして、自転車利用者指導委託料、2名増員されて、フォルテ摂津の方の不法駐車、放置自転車は少なくなってきたとは思いますが、千里丘西口の第1の駐車場、駐輪場に関しまして、きのう、川端議員の質問でお答えはあって、今、地元なりそれに対して、一応増設するような対策をとられるという形はお聞きしましたが、その辺のところをもう一度、それに伴う対策という形のものがありましたら、お聞かせください。

機械警備委託料に関しましては、結構です。

道路反射鏡清掃業務委託料に関しまして、前回、これとは若干違う視点かも知れないですけど、反射鏡の安全面という形のところで、どうしても根元の部分が犬のおしっことか、そういうので腐敗が激しくなるという形で、そこに塩ビでしたか、それを巻きつけて、そういう安全対策をやっていくという形で、たしか0.4%ぐらいが、前年その対応をされているという形はあったんですけど、現に千里丘でも1件、そういう事故が起こって、安全対策に対しては全面的にそうやって取り組んでもらっているとは思いますが、やはり現実にそういう事態が起こってきておりますので、その辺の対応の仕方、いま一度お聞かせいただけますでしょうか。

それと、路面標示設置工事ですが、どうしても今、市内ずっと見て回ったら、消えている部分とか、特に交差点のこの「とまれ」とか、その辺のことにしまして、どうしても今お聞きしたら、年を追ってやっていくから、どうしても初めのところと後でやったことの違いで、それぞれ予算の関係で難しいかとは思いますが、やはり一番そういう安全面の対策ということで、この道路標示、やっぱ

り要るところにはお金をかけないと、やはり市民の安全という形ではどうかと思いますので、その辺の見解、再度お聞かせいただきたいと思います。

鳥飼の違法駐車利用状況は結構です。

都市再生地籍調査業務、それも聞かせていただきまして理解できましたので、結構です。

続きまして、道路維持工事に関しましてですが、今お聞きしましたら、道路占用料として9, 260万円収入があるという形のところで、実際は3, 500万円しか出てないという形の中で、きのう代表質問で我が会派の森内議員も質問されましたが、やはり管理瑕疵責任というか、管理瑕疵をゼロにするというのが市長の目標というか、当たり前なことなんですけど、そういう形でやっていっても、やはり過去5年間で4件あったという形のところで、この安全確保という形のところで190キロメートルですか、その辺の道路の安全確保という形のものの対策の、少ない予算の中で対応されているかと思うんですが、その辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、放置自転車鉄屑処分金の件なんですけど、今お聞きしまして、他市より6か月かかっているところを、摂津市の場合は入札を1回にして3か月という形なんですけど、前回もお願いしたかと思うんですが、この鉄屑処分じゃなくて、やはりまだ引き揚げたときでもまだ使えるというような自転車も多数あるかと思っています。これを何とかリサイクルという形のものをもって処分することによって、鉄屑じゃない形で利益を上げるといような形は考えられないか。現に徳島の方では、市役所が試験的にリサイクルという形の、例えば摂津やったら農業祭や環境フェスティバルで、そう

いう形の廃棄の自転車に対して、一般の方に無料で差し上げるみたいな、抽選会でやられていたんですけど、あれの形で農業祭とかほかのところでも、リサイクルという形の状況で、まだまだ使える自転車を、そういう売るとい形になって利益を上げるといような考え方ができないのかどうか、いま一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、建築確認申請者負担金なんですけど、どうしても申請のとこと、先ほどお聞きした竣工検査というところが、大阪府の管轄という形のところで、最近では東横インの問題で、どうしても初めにそういう申請を受けたときには、2階建ての部分で、2階はそのまま住居で、1階を駐車場にするという形のところで、そこを店舗に改装したりという形もあるように聞いております。そういったときには、やはり固定資産税とかそういう形のものが変わってくると思います。その辺の後の調査をどのようにされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、悪徳リフォームに関する答弁で、消費生活センターの管轄とは思いますが、やはり独居老人とか、そういうとこ、弱者をねらってそういう業者は入り込んできて、言葉たくみにそういうリフォームをさすと。現実に私も聞いておりますところ、屋根に上がって、自分らで屋根のかわらを上げて、写真を撮って、おばあちゃん、おじいちゃん、こうなってますよというように形を示して、工事をさす業者が、やはり入ってきているようなので、その辺の、やっぱり弱者が気軽に相談できるというように対応を、役所の中で、当然やられていると思うんですけど、先ほどのことでお聞きしたら、もし何件ぐらいが今まで役所の中で問い合わせなり来庁されているかということ

を、お聞かせ願いたいのと、できたらお知らせ版とか広報とかで、そういう人に、そういうときやったら、まず役所のここに連絡してくださいと。そういう形のところで、役所からそういうきっちりとした業者なり、また協会を紹介するというような形に、やはり市民のサービス、これが森山市長が言われている、人間基礎教育の思いやり等につながってくると思うので、やはり役所の方は、管轄外で、今までそういう形はできないかと思うんですけど、ちょっと視点を変えた形で、市民にそういうサービスをより多くできないか、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと、公園の管理委託料に関してですが、どうしても今はすごく剪定とかいう形で、すごいきれいになっているんですけど、やはり今、子どもの防犯という形のところで、どうしてもその柳田小学校の横の公園とか、どうしても木がうっそうとなることが多くなってきます。それで、防犯灯なんかも、どうしても通常つけているワット数より暗くなったり、そういう安全面をどういうふうにも今後考えていかれるか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、花とみどりの相談所に関してはわかりましたので結構です。

花いっぱい活動に関しても、わかりました、理解できましたので結構です。

2回目、これで終わらせていただきます。

○山本靖一委員長 7点目、8点目、税にかかわるということになると所管が違いますので、答えられる範囲で、また答弁してください。また、悪徳リフォームの問題も、これもまた所管が違いますので、答えられる所管の分で、範囲で、またご答弁をいただきたいと思います。

中谷参事。

○中谷都市整備部参事 それでは、私の方から、建築確認申請者の、東横インのような違反建築の対応をどうされているかということと、悪徳リフォーム業者の対応について、お答えさせていただきます。

違反建築につきましては、正直なところ、大阪府の所管課とタイアップしまして、パトロールなり、市民の通報なりを受けて、府の方が対応していただいております。違反建築をすべてそれでまかなえるかと言えば、かなり難しいところがありまして、確かに容積率、建ぺい率等の確たるものがかめないというものもございまして、大きなもの、それから目についたものは、順次、府と対応しておりますけれども、小さいもの、例えば10平米以下の増築等でしたら、法律で建築確認が不要だということがありまして、その辺の線引きということも見定めるのは大変難しくございます。その分につきましては、今後とも大阪府とともに、できるところから努力を続けていきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、悪徳リフォームの分につきましては、幸いなことに本市の窓口で、悪徳リフォームといった相談はございません。ただ、耐震補強等について、この業者はどうかというようなお話は何件かあったように思いますけれども、本市で業者を特定されて持ってこられても、なかなかその業者が、どういった業者だということ把握していないということもありまして、的確なお答えができないという状況でございます。ただ、今後につきましては、摂津市にも、摂津市消費生活相談ルームというものがございまして、公の関係で財団法人大阪防災センターとい

うものがございます。それらを活用いたしまして、連絡を密にいたしまして、相談にうまく答えられるような体制を整えたいと思っております。また、広報、お知らせ版等を使いまして、市民にその点、周知できるように努力もしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園での安全・安心面の問題ということで、特に防犯灯といいまして、公園の中についておりますのは照明灯でございますけれども、照明灯につきましては、もう切れておりましたら、すぐに新しく球を交換するという形で対応しておりますし、あと、樹木が多く繁っている場合があるんですけど、この場合、一例なんですけれども、鳥飼の方のふるさと公園というのがあるんですけど、そちらにつきましても、公園の外側から中が見えるというような形にしてほしいということでありまして、生け垣があったんですけども、それを全部とってしまいますと、やっぱり緑というのがなくなってしまいますので、5メートルピッチぐらいであけて、中が見えるような形しております。それと、剪定につきましては、特に低木の剪定につきましては、やっぱり見通しがいいような形、常に外から子どもたちがどんな形で遊んでいるのかというのが、見えるような状態であるような形には剪定するようには一応努力しておりますので、そういうことでよろしく願いいたします。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 さきの決算の委員会で、確かあったかと思いますが、カーブミラーの腐食に対する考え方といたしまして、塩ビ管を下部に取りつけて、テストケースといたしますか、それを兼ね

て啓発も行ってますよという報告をしたと思います。その後の取り組みでございますけれども、カーブミラーをつけているエリア、現在、区分いたしますと20エリアに分けて考えております。今後の予定といたしましては、その20エリアにつきまして、1エリア、2か所ぐらいを考えておまして、さきにも報告いたしましたように、犬の小さな絵をつけまして、これはいいかどうかというのはちょっと別にいたしまして、犬のおしっこ禁止ということで、これは周りの方への啓発も兼ねたことと保護を兼ねているという、ビニールパイプを今現在巻きつけております。それにつきましては18年度におきましても引き続き、2か所ないし3か所程度を予定しております。

続きまして、昨日の代表質問で言われた内容についての、さらにということでございますけれども、確かに過去5年間におきまして管理瑕疵4件発生しております。内容につきましては、繰り返しになりますけれども、道路の舗装の欠損によります事故が3件。あと1件につきましては、用水路を兼ねました歩道がございまして、その用水路がふた構造になっておまして、そのふたが欠損しておまして、落ちられたということで、管理瑕疵というので、トータル4件、過去5年間ございました。今後におきまして、当然ながら管理瑕疵ゼロというのが、当たり前のごとでございますが、先ほどから言われてますように、占用料9,260万円、確かに収入としてございます。予算概要の中でも見ていただきましたら、85ページになるわけなんですけれども、その85ページの道路維持費の中の道路維持事業の修繕料といたしまして3,500万円。先ほど私が説明いたしました舗装の打ちかえというのが、道路補修事

業ということで3,500万円。これは大きく舗装の打ちかえというのは3,500万円、確かにそれしかございません。それ以外の陥没であるとか、市内一円、先ほど言われましたように190キロ確かにございます。その認定道路190キロを、例えばガードレールの破損であるとか、街路灯の破損、柵の破損とか道路の陥没等につきましてを、先ほど言いました修繕料の3,500万円で賄っておるとというのが現状でございまして、何とか18年度におきまして、これで管理瑕疵ゼロに持っていきたいと、こう考えております。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 交通指導業務委託に関連いたします都市交通問題調査会が解散したことによって、どういうふうに対応していくのか。それから、6月に道路交通法の改正が行われます。これの内容と、それから、摂津市としてどういうふうに関わっていくのかということでございます。

都市交通問題調査会におきましては、平成6年の違法駐車防止条例に係ります、当時から業務委託を行っておる団体でございます。公益法人として、大阪府下に各市町村の中でそういう業務委託を行っていた経過がございます。しかしながら、各自治体におきましては、財政悪化によりまして、そういう民間の委託を行うような形をとられるところが多くなりまして、なかなか都市交通問題調査会がそれに参入できないという状況になったというふうに関わっております。そのことから、本年1月26日に、急ぎよ、警察庁の方で、そういう対応をどうするのか考えますということで、結論的には解散と。この18年の3月末日をもって解散いたしますというふうに回答をいただいております。

ます。何分、本年度の急な話だったものですから、予算的には17年と同様の形でもって予算組みをしておりましたけれども、解散することによって、今後どういうふうに対応していくか、北摂近隣都市においても、やはり都市交通問題調査会の方で委託されている市がございましたので、その辺、今現在、連携を図りながら、どういうふうにやっていこうかということで、検討いたしております。違法駐車、迷惑駐車等の啓発ですので、これは単にだれでもできるということではなからうかと思っております。やはり、警備業法で言います警備員の交通誘導1級、2級というふうな資格がございますので、できますればそういう資格を持った方が指導啓発をやっていただくことによって、十分な説明もできるのではないかとというふうに思っておりますので、そういうふうな、我々も警備業を営むもの、あるいはそれにかかわる団体があればいいですけども、そういうものを条件に入れながら、ちょっと研究してまいりたいというふうに、現在行っております。

それから、6月に道路交通法の改正がございまして、これは、放置駐車取り締まりを民間に委託をするというものでございまして、従来、ドライバーを対象ということが多かったんですけども、これが車両の使用者、持ち主に対しまして、違反金の導入がされるということでございまして、駐車監視員という名称で伺っておりますけれども、これは公安委員会から登録を受けた民間法人のうちの中から、試験を受けて、そういう資格を得ることの監視員でございまして。

摂津市におきましては、6月からはまず大阪市内というふうに関わっております。大阪府下に、実際にそういう民間の監視員さんが入るとするのは、摂津警察で伺

いますと、平成21年から22年というふうに従っております。ただ、これはあくまでも予定でございますので、6月以降の大阪市のそういう状況によりまして、判断されるというふうなことかなというふうに従っています。

それに伴いまして摂津市の交通指導業務をどうするんやということでございますけれども、これも摂津市におきましては6月から民間の監視員ではございませんけれども、摂津警察の署員が同じような取り扱いをされると。ですから、放置車両と認めたときには、もうすぐにそういう違反標章を張られて取り締まりをするということですので、従来の取り締まりよりも、若干、そのスピードアップされるということがございます。それで、私どもの方は、交通指導員が千里丘、それから正雀、鳥飼と指導を行っておりますけれども、仮にそういうふうな取り締まりの内容がスピードアップされるのであれば、例えばJR千里丘、正雀におきまして、摂津警察がそういうふうな取り締まりの充実をさらに図れるのであれば、我々の交通指導員の業務委託については、やはりその薄い場所、例えば鳥飼地区を、もう重点的に充実させてはどうかなというふうなことも含めながら、警察といま協議を行っている途中でございます。

それから、JR千里丘駅西側の、千里丘第1自転車駐車場の増設ということでございます。これは、もちろん吹田市の方がこの施設をよく利用されるということで、日によれば満車状態ということで、バイクなんかはもう利用できないというふうな状況もございます。そういうことで、吹田市もこの開発によりましては、500戸、600戸というふうな開発が行われるとお聞きしておりますので、当然、そういうことがもしありましたら、

この千里丘第1の自転車駐車場の収容台数からいきますと、なかなか収容し切れないというような状況がございますので、今は増設というふうに考えていかなければならないかなと思っておりますが、ただ、増設するにしましても、いろんな手法がございます。その増設をすることによって、やはりその仮設のスペースも、当然必要になろうかなと思っております。今現在、大阪府の千里丘ガードの工事の関係で、大阪府の用地をお借りしている状況でございます。それのお借りしている期間の状況も勘案しながら、まずはそういう放置対策を含めた地元の周辺のご理解をいただきながら、まず環境整備を行っていきたいというふうに、今現在、考えているところでございます。

それから、路面標示でございますけれども、これは市内を見回しますと、先ほど申しましたように公安委員会、警察が標示いたしますものと、それから我々が行います標示がございます。確かに交差点で見ますと、公安委員会が設置、警察が設置いたします停止線とか、それから横断歩道、これもよく消えかかっているところもございますけれども、私どもの方は、平成12年当時、市内一円を調査いたしました。復元といいますか、消えているところをどういう箇所があるのかなということで調査いたしましたけれども、延長といたしましては、約16キロほど消えている箇所がございます。トータルでございますと、実際にその当時の16キロの路面標示を復元いたしますとすれば、予算的には1,200万円ぐらいかかるかなというふうなことでございましたけれども、なかなか財政的なものもございまして、一度には復元できないということから、13年度スタートいたしまして、現在、当時の調査した復元率

でいきますと、約83%ぐらい復元できているのではないかなというふうになっております。ただ、これは交通量の多いところだと、やはり極端な例でいきますと、半年もたないような状況のところもございます。ですから、これが1年、2年となりますと、当然、交通量の多いところでは、また消えてしまうということで、これも毎年我々の方では年度当初に市内一円、また全域調査をいたしまして、それから優先順位をつけながら、交通量の多いところ、危険なところを優先順位として箇所を決定して、復元しているところもございます。あわせて、新設の要望も多々ございます。ですから、それもあわせ持って、年間1期、2期工事と分けながら、工事を行っているところでございます。これは、どうしても交通量の多いところにつきましては、早く消えてしまうというふうな状況でございますので、これはもう毎年そういう場所を対象にしていかなければならないという、つらさもありますけれども、それでございます。

ただ、路面の状況のこともございますので、消えかかっているところであっても、なかなか書けない状況もございます。路面が悪い場合だと、やはり技術的にも無理なところもございますので、そういうことも若干、よくご指摘いただくことは、どないなってるねん、消えているやないか、書けと言われるんですけども、なかなか書けない状況もあるということになります。

それから、鉄屑処分のことで、リサイクルをして利益を上げるということでございます。私も調査いたしておりますけれども、確かに箕面市とか、それから高槻市におきましては、基本的にはリサイクルということでされております。箕面

ではリサイクルセンターがございますので、その職員が、その自転車をリサイクル可能かどうかということ判断されて、リサイクルをされているということで、それ以外は鉄屑処分となっております。高槻市も、やはりリサイクルを基本とされております。私どもの方も、まずはそういう3か月の保管ですので、やはり3か月を過ぎますと、なかなか自転車も老朽もしますので、価値が下がるということで、まずその利益を上げるのであれば、その保管期間を短縮して、どうかなと。ただし、それは鉄屑処分という考え方からいけば、やはり今のような状況になりますので、何らかの形で、その処分に對する自転車のランクづけができないかと。例えば、そういう判別できるのであれば、この部分については、こういうふうな金額でどうかというふうなことも考えられるのではないかとということもあるんですけど、ただ、リサイクルにおきましては、やはりそういうリサイクルできる資格を持った方がおれば、それも可能かなと思っておりますけれども、現在のところ、資格を持っている方がなかなか難しいということで、その資格におきまして、自転車の整備士ということで、実務2年以上でないと、そういう資格も取れないということがございますので、その辺ももう少し、こうしてできるかどうか、研究したいなというふうにご考えております。いずれにしても、他市におきましてはリサイクルされているところがございますので、摂津市でもそういう部分をクリアできれば可能かなということは考えております。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。

交通指導員に関しましても、今言われたように警察の対応で、摂津、正雀、千里丘地区が、そういう駐車違反の形が警

察でやっていただけるという形で、その薄い鳥飼方面とか、そういう形の方にそれを、指導員を回すというような形をお聞かせいただきました。鋭意努力していただいて、少ない予算の中、最大限そういう形の物の考え方をしていただいてやっているとは思いますが、どうしても今の本市の財政状況の中では、本当に費用対効果で、最小の費用で最大の効果を上げるという形は、鋭意努力されていると思いますが、なお一層、努力の方、よろしく願いしておきます。

あと、今まで聞かせていただいた中で要望なんですけど、ただ1か所、道路維持工事に関しましてなんですけど、ここに関しまして、どうしてもやはり一番先ほどお聞かせいただいて状況はわかるんですが、やはりでこぼことか、そういう形に関して、やっぱり身体障害者の方というのか、弱者に対する道路づくり、どうしても他市から入ってきたら、急に道路が悪くなる、そういう面でのバリアフリーというかけ声のもとの中でも、どうしてもそういう方々が安心して、なかなか通行できないというところがあるかと思しますので、予算で最低本当は道路占用料ぐらいの費用をかけたら一番いいんでしょうけど、状況として難しいと思いますが、これも先ほど言いましたような形で、それぞれがそういう情報を出し合って、本当に危ない箇所から優先的にという形の情報提供を、皆様方から、そういう道路課の方に情報提供されて、その危険な箇所から優先的に、みんなで直して見守って行って、本当に弱者に優しいまちという形をつくっていただきたいと思しますので、今後ともよろしく願いしておきます。

ありがとうございました。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、質問を順次させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、法定外水路占用料ということで、予算書で34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4、農林水産業使用料で、この中に法定外水路占用料ということで1,000円計上されております。平成16年度決算委員会的时候にも質問させていただきました。このときに、法定外公共物の管理条例が、平成17年4月1日から施行になったということで、それ以降の分について占有物件について占用料を取ることだったと思うんですけど。これは、平成17年度の実績と、それから18年度は1,000円という予測はどういうふうにされているのかというのを、ちょっとご答弁ください。

それから、2点目に、先ほどもご質問がございました、都市再生地籍調査ということで、一応答弁があったわけですが、予算書では41ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目2、土木費国庫補助金、節1、地籍調査費補助金ですね。これで、先ほども国がそういった形で地籍を調査をしていくということでもございましたけれども、地籍をやっていくというその目的と言うんですか、国のねらいというのか。これは名前にあるように、都市再生ということですから、都市を再生していくというのがねらいであると思うんです。これは摂津市においては、具体的に予算でどのような調査をすることになるのかお願いいたします。

それから3番目、完了検査についてですが、予算書の53ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目3、土木費委託金、節2、都市計画費委託金。これの中に建築基準法施行事務取扱委託金と、

それから都市計画法施行事務取扱委託金というのがございまして、先ほど、15%の分がもらえるとかいう話も答弁でありましたが、本市は確認申請を経由ですね。都計法の29条の許可申請も経由です。この経由実績を最初に、17年度実績と18年の予測件数について聞いておきたいと思います。それから、ここ数年の傾向ですね。これは建築の確認申請については、やっぱり市のいわば住宅事情を示す1つのバロメーターであると思うんですけど、そういう意味で、ちょっとこの近年の建築事情も含めて、件数上でちょっとお示しいただきたいと思います。

それから、4番目に住民説明についてです。予算書では53ページ。先ほどと同じ建築基準法施行事務取扱委託金及び都市計画法施行事務取扱委託金に関連をしてになりますけれども、市では関連事務として、開発指導要綱に基づく開発協議をされております。その中では住民説明をしなければならないというのが、中高層のときと、それから500平米を超える敷地の分ですね。これについては住民説明をしなければいけないというふうになっておりますけれども、今までいろいろと漏れ聞こえるところで、住民説明についてのトラブルなんかがあるわけですけども、どのような規定になっているのか、住民説明について。住民が同意をするまでの確認事項ですね。確認をどのようにされているのか。それから、今までにそういったトラブルがあったかということについても、事例をお示しくください。

それから、5番目、耐震相談についてです。先ほどと同じところを引用させていただきます。これも関連をしてになりますけれども、耐震偽装の問題がございました。そして、それに不安を抱く方も

結構いらっしゃいまして、ビルを所有している方もたくさんいらっしゃいまして、問い合わせなんかもあったと思うんですけども。そういう問い合わせに対して、府ではいろいろ再チェックの体制をとっているということでございますけれども、市としてはどのような対応をされていられているのか、またこれから18年度もどういう対応をされていかれるのか、お示しくください。

それから、6番目、自転車等鉄屑処分金のことについて、これは先ほども質問、答弁がございましたので、私の方からも、これは16年度決算のときに聞いたときに、検討していきたいという話がございまして、先ほども検討していきたいということでございましたので、やっぱり入札が非常に100円前後の入札で、全部が鉄屑で処分されていくということには、ちょっといろいろ疑問も感じる場合がございますし、やっぱり多額の費用をかけて、撤去費用としてかかっていることもございますし、そういった意味では、もう少し有効利用の面で、これは考えていただきたいと思いますので、これは要望にさせていただきます。答弁は結構でございます。

それから、7番目、し尿処理の補償金についてでございます。予算書の142ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目3、し尿処理費、節22、補償、補填及び賠償金の中の補償金500万円について、これは18年度でどのような目測となっているのか、根拠をお示しいただきたいと思います。

それから、8番目に、乙の辻踏切の安全対策についてです。予算書の154ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費に関連をしてになりますが、16年度の決算のときにもこの質

問をさせていただきました。阪急乙の辻踏切の安全対策について。この安全対策について、拡張の話とか、今まで拡張をどうですかという話とか、それから歩道橋をかけることはできないかとか、いろいろ提案もし、言ってきたわけですがけれども、阪急電車との交渉の中では非常に厳しいという返答しかございませんでした。ただ、何か斜線を入れるとか何とかで、一遍考えてみますという話が16年の決算のときにもあったわけですが、18年度のこの中でこういう考え方、改修についての考え方がないのかということ、ちょっとお示しください。

9番目、市内循環バス運行についてです。予算書の155ページ、款7、土木費、項1、土木管理費、目2、交通対策費、節19、負担金、補助及び交付金、このうちで市内循環バス運行補助金が1,000万円ついております。16年度決算のときにも聞きました。内情も2ルートで今検討しておりますということですが、これはいつから実施になる見通しになるのか、この2ルート、市役所を起点とした新ルートで設けるのかということについて、この動きをちょっとお示しいただきたいと思います。

それから、10番目、千里丘東23号線道路改良事業についてです。予算書では157ページ、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目3、道路新設改良費、節15、工事請負費のうちで、この道路新設改良工事について、この千里丘東23号線の道路改良事業が含まれていると思います。新規事業の中にも、主要事業の中にも掲載されておりましたけれども、ちょうど三島幼稚園のところの、向こう側の部分だと思っております、カーブになっているところだと思っておりますが、用地交渉がどのようになっているのか。また、

完成時期をいつごろに予定をされているのか、お示しをください。

11番目に、道路占用についてです。予算書で申しますと157ページ、これは関連してになりますけど、款7、土木費、項2、道路橋りょう費、目2、道路維持費に関連をして、道路施工承認とか道路使用届というのがございます。これは、業者とか、建設業者なんかは歩道を改修したり道路改修をするときに、こういう道路施工承認というのを市に出すわけですね。市がこういう形状でええよとか、いろいろ指導して許可をして、最終、警察に持って行って、警察が安全対策も含めた許可をするというシステムになっていると思います。これは、市の公共事業の場合でも、道路をさわる場合は、多分同じような方式になって、道路占用許可というのを、看板を掲げて工事することになると思うんですけど。この指導体制ですね。これが、今ちょっと申しましたけども、どういうシステムでこれが許可をされているのかということ、1回目にお示しをください。

それから、12番目、電波障害調査委託料ですが、予算書の163ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費、節13、委託料の中に、電波障害調査委託料についてありますけれども、これは内容の説明をお願いしたいと思います。これは、多分、2011年から地上波の普及に対して、電波障害の地域の調査を行っていくということだと思っておりますけれども、どのような調査になるのかお示し願いたいと思います。

13番目、東一津屋公園の整備についてです。予算書の166ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費の中に関連をしまして、モノレール南摂津駅のところに、前のところに、

周辺のところに、東一津屋公園の予定地という看板を掲げた土地があります。これは長年、放置をされておりました、広場としては使われておりますけども、もう少し整備ができないものかということ、今までいろんなところで議論をしてきたわけでございますけれども、18年度に向かって、この整備についてどのようにお考えなのか、お示ください。

14番目、千里丘三島線の改良工事についてです。予算書165ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目2、街路事業費、節15、工事請負費のうち、道路改良工事費の項目がございます。これは千里丘三島線ということで先ほどもありましたが、医誠会病院のこっち側のところで、一部、土地の交渉が暗礁に乗り上げて、未施工になっているところがありますね。これは16年度決算のときに、ちょっと質問させていただいたら、合意する方向になったので予算化したいという話がありました。そここのところであろうと思っているんですが、ちょっとその辺の位置関係も含めてご説明をお願いしたいと思います。

それから、大正川河川敷の公園化について15番目です。予算書167ページ、款7、土木費、項4、都市計画費、目4、公園管理費に関連をしてになります。これはもう何回も言ってるんですけど、大正川の河川敷を公園化するというお話がありまして、申請もしてみましようという話がありました。公園化をすると、市の1人当たりの公園面積が非常に上がる、それから、財政需要額に算入できるとか、いろいろメリットがある。ただし、また管理上の費用の負担が出てきたりとか、いろんな面があったわけですけど、この18年度での見通しをお示しをいただきたいと思います。

16番目、クリーンセンター管理事業に関連してですが、予算概要の71ページ、クリーンセンター管理事業において、総額で昨年に比べると約1,000万円近く減額になっております。その主なものについて理由の説明をお願いしたいと思います。

17番目、自転車の安全対策について、予算概要82ページでございますが、交通安全推進協議会補助事業に関連をいたしまして、以前にも一般質問したことがございます、自転車に対する安全対策。大阪府警として、マナーアップキャンペーンをやってはるとか、また市もそれに同調して、いろいろ取り締まりとか啓発なんかも行っておりますという答弁もございました。また、児童用のヘルメット、子ども用のヘルメットなんかも推進しますよという話になって、ちょっとずつふえてきているなという思いもあります。また、ちょっと聞くところによると、自転車の交通事故なんかも減少してきているという効果も出ているということも聞いておりますけれども、その辺の成果及び18年度対策について、これは一般質問の中では、大人向けのそういった講習も考えていきたいということがありましたけれども、これはどのように考えてらっしゃるのか。また、大阪府の取り組みも、もしわかってらっしゃるのなら、あわせてお示ください。

それから、18番目。バス利用促進等総合対策補助事業について。これは予算概要の84ページでございます。これはどのような目的の補助金なのか。2万8,000円となっております。お示ください。

19番目、都市景観事業について。予算概要の92ページ、都市景観事業について、都市景観要綱の実績について、予算執行面において、大規模建築物の都市

景観の届け出の実績と、17年度で結構ですけど、平成18年度の見込み件数について1回目お示しください。

それから、耐震診断、耐震改修についてですけれども、20番目ですが、予算概要では90ページ、震災対策推進事業に関連をいたしましてですけれども、耐震診断、耐震改修についての補助制度について、きのうの代表質問では、もう一切考えていませんと、こういう話でございました。以前には耐震診断については補助制度を設けておったけれども、1件も申し込みがなくて、もう廃止しましたと、こういう答弁も以前にありました。今は、大分機運がそのときに比べるとうんと高まっているのではないかと思うわけですけども、国も補助金、補助率も多少上げてきておまして、その辺で、18年度に、なぜやっぱり入れないんだということを、もう一度ちょっとお示しをいただきたいと思います。

それから、21番ですね、予算概要93ページでございます、電気機関車等公開事業で、公開展示の委託先、管理体制と、設置をされたときからの経緯について、ちょっとお示しを願いたいと思います。

それから、最後でございますが、新バリアフリー法案というのがございますけれども、政府において、今、閣議決定をされたということで、新聞には載っておりますけども、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合した新しい法律をつくと。そして、高齢者の利用の多い道路とか公園とか駐車場もバリアフリー化を義務づけていくというふうな新法になりそうでございます。今、摂津市としても、交通バリアフリー基本構想という構想をつくっておられますけれども、今、いろいろ情報として何か入ってきている

ようなことがあれば、18年度で影響するようなことがあれば、ちょっとお示しを願いたいと思います。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

答弁を求めます。

山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号1番の、予算書34ページの款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目4、農林水産業使用料、節1、水路使用料の法定外水路占用料についてでございますが、17年度より摂津市の法定外公共物の管理についての条例が施行されております。その占用料の徴収を実施しております。17年度の実績といたしましては、2件で1,630円の実績となっております。実績に基づきまして、18年度予算は、1,000円とさせていただきます。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 私の方からは、順番がちょっと後ろからになりますけれども、質問番号20番の耐震診断、耐震改修の助成が18年度できなかったと。なぜできなかったのか、状況ということですが、そちらの方から、まず説明をさせていただきます。

助成制度につきましては、昨年10月、公明党の議員の方から、なぜできないかということで、一般質問で要望もいただいております。総務部長査定のときには、そのこともお伝えしましたし、今の耐震診断を、耐震改修を国挙げて前へ進めようとしているという説明もいたした中で、総務部長の方から、今の財政事情ではできない、もうちょっと待ってくれというお話の中で、予算がとれなかつ

たという状況になります。この辺につきましても、財政当局とも話をさせていただいておりますので、今後また機会ありましたら、ぜひ、要望してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いいたします。

次に、質問番号4番目の、開発に伴う住民説明でございますけれども、こちらの方の摂津市の開発協議基準で、一定の規模以上の開発につきましては住民説明をなさいますよということは求めております。それに従って、皆さんが説明をしていただいておりますけれども、我々、決して地域住民、地元の方に同意を求めているわけではありません。一応、すべての建築基準法をクリアした上で、地元に対して、要らんトラブルを避けるために、きちっとした説明をしてくださいということを申し上げております。だから、今までにトラブルはなかったかということなんですけれども、これはトラブルというのは、もうどんな場合にも、大なり小なりございます。それをいかに小さくするか、なくすかということで説明をしていただいています。その説明の中で、地域住民の方と開発者が折り合えるところを話していただければなど、こういう思いで説明に行ってくださいと、我々は申し上げます。したがって、決して皆が皆、円満解決しているわけではありません。施主側もある程度折れて、地域住民の方も折れて、開発をしていただいているという状況であります。その点につきましては、そういうことです。ご理解いただきたいと思っております。

それから、質問番号3番ですね、今までの傾向と18年度の建築確認の予想ということなんですけれども、平成15年度の建築確認の経由につきましては419件。16年度につきましては496件。

平成17年度2月末ぐらいで505件。かなりカーブをしてふえてきているという状況にあります。開発についてはあんまり目立った動きはないんですけども、建築の経由につきましては、来年度、景気の回復もございまして、ある程度の増加はあるのではないかと予想いたしております。

続きまして、質問番号5番、これも住民に対する説明ということで、耐震に対する偽装の問題で、どのように市が対応されているか、行政がどのように対応しているかということになると思うんですけども、大阪府の方では、大阪府で受けた平成12年以降の建築確認について再チェックをされているようです。それについて、大阪府の方から通知が来ましたと、これはどうしたらいいんですかという問い合わせは何件かございました。その分については、我々、摂津市として、大阪府の方に改めて問いただしまして、その人がどういう書類を持っていったらいいのか、どこに持っていったらいいのか、そういう手続的なことにつきましては、我々きちっと説明させていただいております。

それと、耐震偽装もそうなんですけれども、建築確認、大体全般にわたって、我々は従来から窓口で相談には乗っております。できる相談とできない相談があるんですけれども、職員で対応できるところにつきましては、従来からできるだけ対応させていただいておりますし、わからないところについては、どこに問い合わせたらわかるんだということで、問い合わせもいたしております。我々が、この窓口で手に負えない部分につきましては、特定行政庁なり大阪の防災センターの専門的な財団法人の方に相談を持ち込んでいただいたりしておりますけれども、

今の状況で、市の職員でできるだけの対応をしたいということです。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号7番目、し尿処理の補償金の予算根拠ということで述べさせていただきます。

これにつきましては500万円を計上しておりまして、件数にいたしますと、約200件ということになります。し尿補償については、前年度に公共下水道整備により減少した世帯数、これを補償していくということで、それを200件と見込んだものでございます。

それと、16番目のクリーンセンターの管理事業で、前年に比べて1,000万円程度減額になっているということで、その理由でございますが、主なものとしましては、消耗品の中で脱臭瀘材、これを2年に1回交換しているということで、前年は交換年度に当たって、今年は交換をする必要がないということから、ここで250万円程度減額になっております。また、正雀終末処理場の負担金、これは施設の維持管理負担金と整備負担金がございます。特に維持管理負担金、これは処理量に応じて変動いたしまして、これにつきましては前年よりも大幅に減るということから、470万円程度減額しております。整備負担金につきましても70万円程度減額しております。これが主なものでございます。その他にも、賃金でありますとか、光熱水費、修繕料等を減額しております。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 2番の都市再生地籍調査の目的と、どのような調査かということですが、先ほどの野原委員の方にも申し上げたとおりでございまして、もう一つまた簡単に申し上げますと、その手前に地籍というものは何なのかとい

うことでございます。地籍といいますのは、法務局備えつけが各地番がついております。これは1筆ごとにすべて備えつけておられるわけなんですけど、ほとんどの地籍そのものの根拠となるものが、明治時代の地租改正によってつくられた地図をもとにしたものがほとんどでございます。ですので、境界が不明確であったり、面積も不正確でありますよということが、地籍と、今現在そう呼ばれているものがそういうものでございます。

そういうふうなことを、なぜ行政がしたらそれをするのかといいますと、行政というのは、先ほども申し上げましたように、土地そのものはすべて皆さんの個人の所有物の集合体でございます。集合体そのものが大きくは日本の国土の面積をなしておるわけなんですけれども、先ほども申し上げましたように、日本国土、それを都道府県別に大阪府、大阪府の中で分けます摂津市、これは先ほど申し上げたとおりでありますけれども、簡単に申し上げたら、先ほど言いましたように、地籍そのものの面積が不正確、ゆえに境界もばらばらということを行政を踏み込んでやりましょうよということで、地籍の明確化ということを図っております。

最終的には今回18年度から取り入れます都市再生地籍調査と申しますのは、そういうことでの都市再生、要するに明確化にしますよと、それが最終目的でございます。今回は、先ほども言いましたように、民境界のことにつきまして、かなり昔からの感情とか、今現在の感情等もございまして、民境界を決めかねるというケースが多いんじゃないかということから、大阪の方では見送られてきたケースがあったわけなんですけども、今回でも先ほど言いましたように国費2

分の1補助、大阪府で4分の1補助を出すから、とりあえず官民の境界を明確にしてくれということで、18年度から官民の境界を明確にしていくという補助事業をもって進めていくと。その先には、先ほど言いましたようにブロックで囲まれた部分がまず確立されますので、ブロック面積というものが出てまいります。大きく。そのブロックの中には、各個人さんの所有地がいっぱいあるわけですが、その先には民境界を定めていって、最終的にはブロック面積と合致させていくということを最終目的に置いております、という内容でございます。

続きまして、10番の、千里丘東23号線についての用地のことでございますけれど、先ほど藤浦委員おっしゃいましたように、場所につきましては、この千里丘東23号線というのはどこからどこまでかと申し上げますと、起点といたしまして千里丘三島線、現在では信号がついております三島幼稚園の角になります。それから、府道沢良宜東千里丘停車場線というところまでを結んでいる線が、千里丘東23号線でございます。今回、改良しようとするところにつきましては、西行きの方通行路になっておりまして、現況といたしましては、三島幼稚園の東側にございます、現況は田んぼでございます、その部分で、Lの字に曲がっている部分でございます、土どめを施しておるわけなんですけれども、簡易的な板柵で施しておりまして、カーブ状態になっておるところでして、再々にわたりそういうふうな板柵がつぶれば、また板柵をつくっているということがございます。しかしながら、今回、土地所有者と土地のことにつきまして、うちでもらい受けました法定外、旧で言いますと里道が横にございまして、そことの等価交換をし

ようということの合意に達しました。土地につきましては、それで見出しまして、18年度におきまして、頑強な擁壁工事を持ちまして、道路形成をしたいと、こう考えております。

続きまして、11番、道路施工承認とか占用許可の指導体制ということでございます。委員おっしゃいましたように、道路での工事を行う際におきましては、摂津市の方、道路管理者の方に、道路の占用許可もしくは道路の工事施工承認書を提出していただきまして、許可条件をつけまして、摂津警察署の方へ、道路使用許可申請を提出されます。使用許可を得たことの内容によって、道路で工事をさせると。摂津警察署の方で使用許可をされた折には、許可条件というものを一部余分につけておられまして、摂津警察署からは、こういう条件を付して許可しましたよということで、摂津市の方へ返ってまいります。ということで、工事をさせておるということでございます。それに対する指導体制ということになるわけなんです、先ほども言いましたように、道路の上でこういう工事をしますよという内容につきましては、摂津市に届け出がでございます。しかしながら、物理的に車線を規制したりとか、例えば歩道を仮歩道に変えるであるとかいうような内容の許可につきましては、すべて警察署の権限におきまして、道路の使用許可を与えておるということになりまして、現場の指導といいますのは、最終的には摂津警察になるわけでございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 藤浦委員の、公園みどり課に係ります質問について、順番に答弁させていただきます。

まず、13番目の質問でございますけれど、東一津屋公園の整備計画について。

まず、東一津屋公園の2分の1は、平成12年度に広場として整備して、現在、利用しております。残りの半分につきましては、以前、神崎川緑地のスーパー堤防化に伴いまして、そのときの樹木を当公園内に移植しました。この樹木は、現在、市内の公共施設に移植したり、また既存公園の樹木の補植に利用して、有効に活用しております。さらに、この植樹スペースの約半分につきましては、平成15年度に地元の鳥飼和道苗圃として、東一津屋周辺地区の緑化推進の拠点として、多くの皆さん方が利用されておりますので、まずこれを使うことについては、まず地元の皆さんとも十分な協議が必要となってまいります。将来、この東一津屋公園の整備では、植栽樹木として利用する計画でもございますが、今、財政が逼迫した中で、現在の植栽樹木の区域を利用した、大阪モノレール南摂津駅前の小さな森、つまりグローブとしての園内の散策ができるよう、手づくりで整備して、桜とかクスノキとかカエデなどの樹木が植わっておりますので、自然と親しむことを目的に、現在の広場と併設したスペースとして、その分、それを市民の方々に有効利用していただけないかということで、現在、広場と植樹帯を仕切っておりますフェンスをちょっと移動することによりまして、和道苗圃と区切るわけでございますけれど、その場所まで、公園予定地として約4分の3を広場として拡張整備できないかなということで、現在検討しております。

将来は、東一津屋公園を整備するときには、従前よりワークショップ方式によりまして、付近住民の意見を十分取り入れまして、公園整備を実施したいと思っておりますが、ただし財政上の問題で事業が凍結されておりますので、財政が好転した

折には、市民に喜ばれる公園づくりを実施してまいりたいと思っております。

続きまして、15番目の、大正川河川敷の公園化について、大正川河川敷は、現在、占用の関係で、大阪府の茨木土木事務所と事前協議を行い、現在、引き継ぎ図書の整備と、それと平面図と構造図について、これにつきましてはほぼ完成しております。今後につきましては、茨木土木事務所と早急に市道認定部分で橋りょう等がございます。この分については、一応占用から外しますということになっておりますので、その区域をきちっと明確化しました中で、河川の占用申請を出していきたいと思っております。これにつきましては、4月ごろに出す予定をしておりますので、それ以後、1か月ぐらいで大体占用許可がおりてまいりますので、その後は早急に、仮称でありますけれども、大正川河川公園として告示を行いまして、都市公園として管理を行うと考えています。

次、21番目の質問でございますけれども、電気機関車等公開事業で、公開展示の委託先とか管理体制及び設置されてる経緯についてのご質問でございますけれども、まず、この場所に電気機関車が、当初、昭和58年の3月に、一応その電気機関車を借用いたしまして、昭和58年5月4日に、当初はこの公園名は新在家緑地ということでございました。そのときに展示いたしております。その後、昭和59年11月21日、このときに新幹線車両、現在、0号車両でございますけれども16両編成の先頭車両として、昭和44年につくられて、昭和59年度まで実際に動いておりました。主に東海道新幹線と山陽新幹線を「ひかり」「こだま」として走っておった車両でございます。この車両を公開展示することで、J

R東海、昔の国鉄なんですけれど、JR東海旅客鉄道株式会社に借用しております。

公開日につきましては、毎月第2と第4日曜日の午前10時から12時と、午後2時から4時でございます。管理の委託につきましては、電気機関車管理指導員設置要綱に定められた管理指導員に管理を委嘱しております。その条件は、本市にまず居住している方でございます。それと、電気機関車に関して豊富な知識と技能を有し、適切な管理を行える者ということで、電気機関車の維持管理に従事されている、元国鉄の元機関士でございます。今現在で3名の方が指導員されているんですけど、そのうちの2名は元国鉄で機関士をされておりました。それで、もうその当時、昭和58年当時から従事されておられますので、かなり皆さん高齢になっておられます。もうそうなってきましたと、皆さん方、やっぱりどうしても病気等で、なかなか体調的に崩された関係でやめていかれて、順次変わっていかれて、今現在、あと1名の方は65歳ぐらいのかなり若い方でございます。その方も一応、JRのOBでございます。その中で、内容的には、機関車の運転方法とか、それとか見学者の方からいろんな質問をされた場合については応答されて答えた中で、こういう形ですよ、こうなってますよということで説明されています。唯一、これは新幹線の運転席まで入れます。その関係で、管理員がこういう形でおられないと、よく中のものが盗まれてしまいますんですね。だから、主に盗まれないような形で、中で管理していただいているというような形でございます。

なぜここに設置されたかという経緯については、横に新幹線の鳥飼基地がある

ということと、車両の運搬が非常に容易であったと。隣が、そのときまだJR貨物のトラックターミナルでございましたので、はっきり言ったら搬送が物すごく容易であったという形の中で、この場所に設置されたという形で思っています。現在は、一応、児童生徒を初め、広く一般市民に鉄道の歴史や科学教育の生きた展示記念物として、大変好評を得ております。実際、私どもの公園みどり課の方でも、週1回ぐらいは新幹線公園の見学に行きたいというような形で、よく問い合わせがあります。現在、年間約2,400名の方が見学に来られています。そのうちの主に大体一番多いのは、やっぱり桜の時期、これが一番多くて、全体の6分の1は、約400名ぐらいが、その桜の時期に見学に参加しておられます。

○山本靖一委員長 粟屋次長。

○粟屋都市整備部次長 それでは、質問番号14番でございますけれども、予算書の165ページ、工事請負費500万円につきましては、千里丘三島線交差点改良事業でございまして、これは平成14年度から16年度の3か年にかけて、総合福祉会館前交差点、それと摂津警察署前交差点の交差点改良工事を行ったわけですが、先ほど委員ご指摘のように、南千里丘の医誠会病院横の用地、これが未買収でございまして、現在、歩道が狭い状態になっております。この未買収用地につきましては、平成8年度より交渉を行ってきたわけですが、平成17年度におきまして、一応、理解が得られて用地取得ができたものでございます。それを受けまして、平成18年度におきまして、歩道を3メートル20センチ程度に拡幅するなどの整備工事を行うものでございます。

続きまして、質問番号22番でござい

ますけれども、新バリアフリー法案につきましてということで、どの程度情報が入っているかというお問い合わせでございます。私ども、情報を府なりからお聞きしているところでは、国の方では高齢者、また障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、それを仮称バリアフリー新法でございますけれども、これは現在、制定に向けまして、平成18年2月28日に閣議決定をされ、現在の国会に提案されておられます。その概要といたしましては、バリアフリー施策を総合的に展開するため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、これは通称ハートビル法でございますけれども、それと高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、これを通称、交通バリアフリー法でございますして、それを廃止いたしまして、一体化にするものでございます。

それらの現在の内容に加えまして、新たに内容がつけ加えられております。

まず、1点目といたしましては、一定の道路、都市公園、路外駐車場についても、新設に際しましてはバリアフリー化の基準に適合することを義務づけること。

2点目といたしまして、旅客施設からの徒歩圏外のエリアや旅客施設を含まないエリアであっても、高齢者、障害者等が日常利用する官公庁施設、病院等が徒歩圏に複数立地する区域については、市町村がバリアフリー化のための計画、基本構想等でございますけれども、それを策定することができることとする、という内容でございます。

3点目といたしまして、基本構想の策定に当たりましては、事業者、市民等の参加を促進するための処置を講ずることとして、市町村、関係事業者、利用者、

住民等からなる協議会を位置づけること。

4点目といたしまして、基本構想に位置づけられる特定事業の対象に、建築物特定事業、都市公園特定事業、路外駐車場特定事業を追加すること。

以上の4点が新たに盛り込む内容となっております。

ご質問の中でございましたけれども、この結果、本市にどのような影響が予測されるかでございますけれども、私どもといたしましては、バリアフリー新法では、道路、公園、駐車場及び建築物のバリアフリー化につきましては、新設または改良時に基準への適合義務となっております。ということで、既存の施設につきましては、一応、努力義務という位置づけでございます。ということから、当面は本市の交通バリアフリーの基本構想の整備事業の推進に努めてまいりたいと思っております。ただ、その他の地域のバリアフリー化の必要性というんですか、それも十分認識いたしておりますので、このバリアフリー化の新法の施行の折には、その取り扱いにつきまして、今後、大阪府とも協議を重ねてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 それでは、ご質問番号12点目の、予算書163ページ、節13、委託料の中の、電波障害調査委託料についてご説明申し上げます。

地上デジタルテレビ放送につきましては、既に2003年12月1日から、関東、近畿、中京の三大広域圏で地上波のUHF帯を使用して開始されておるところであります。現行の地上アナログテレビ放送は2011年7月24日をもって終了することが予定されてはいますが、本市の公共施設が原因となっている電波障害の対策戸数は、フォルテ摂津や市民図

書館、また文化ホールなど、11施設でありまして、約1,600戸ございます。この区域内における地上デジタルテレビ放送の受信状況調査をするものであります。既に大阪における地上デジタルテレビ放送はフルパワーで発信されているとのことであり、具体的には、図面による机上検討の上、調査範囲の設定を行いまして、電測車、車によりまして、アンテナのついた車によりまして現地調査を行い、そのポイントによる受信状況のデータを収集し、その調査結果を分析するものでありまして、おおむね160ポイントでの調査を予定しております。本調査を行うことによりまして、2011年に向けて、既存の電波障害対策施設の今後の方向性や方策を検討することができると考えており、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 まず、8番目の、乙の辻踏切の安全対策でございます。

現在、歩行者、自転車、それからバイクが通行している、交通量の多い踏切でございます。朝の通勤時間帯、通学時間帯には、かなりの横断者が多いということで、利用される方にとっては、なかなか注意を要する踏切でございます。以前は枕木杭がありまして、意識的に横断者がわかるというような状態で横断されていたということで、これが今回の整備によってなくなってしまうということで、そういう現象もなくなってしまうということがございます。

私どもの方は、本来、軌道敷内にとすることも考えておりましたが、なかなか阪急電鉄の方ではいい返事がいただけない。しからば、やはり以前そういうふうな横断の動線があることから、実験的に軌道敷は無理ですけれども、西と東の軌

道敷の手前にライン処理で、案としましては、センターにセンターラインを入れまして、それと矢形を入れて標示してみても、横断者が心理的にそれを見まして、軌道敷内も同じような方向でいけなかなということ、実験的にちょっと考えてみたいなというふうに思っております。これは、当然、道路所管課長の方とも相談しながらなるんですけども、あわせて阪急電鉄の方にもそういう意思表示もしてまいりたいなと思っております。ただ、ライン処理でございますので、先ほどございました路面標示の関係になってしまいます。18年度予算ですので、通常、1期、2期工事という形でとっております。早ければ1期工事の中で、一度実験的に標示してみたいと思っておりますので、できましたら夏休みぐらいが一番いいのかなというふうに考えております。

それから、9番目の、市内循環バス運行補助金の新ルート、今現在の動きということでございます。今現在、今まで検討課題でございました庁舎前のバス停ということと、それから乗降時間の短縮、北ルートと南ルートのつなぎ合わせの短縮、待機の時間の短縮、それからバスの待機スペースの問題、これは近鉄バスの努力がございまして、停車時間帯の短縮については、以前、待機時間帯は最大15分ぐらいかかる時間帯を5分以内というような形で短縮していただいております。そういうような課題はすべてクリアいたしております。今現在動いておりますのは、新ルートにおけるバス停の位置を、所轄の摂津警察署と現地立会いを行いまして、今、位置決めを行いまして、府道がございまして、府道上におけるバス停につきましても、今現在、大阪府茨木土木事務所とこのことについて協議を行っ

ております。今後、その動きといたしましては、そのバス停の位置が決まって許可がおりますれば、今度は大阪府警本部にその協議を行うと。それが終われば、初めて運輸局の方へ申請されるという流れになっておりまして、今現在、大阪府の府道沿いのバス停の位置のことについて協議を行っている段階で、実際にその新ルートでのバスの運行がいつということをお聞きされているわけですが、実際には運輸局に申請されますと、認可がおりるのが約3か月ぐらいかかると伺っております。あわせて、バスの新ルートを運行するために、やはり最低1か月ぐらいの、市民の方の啓発期間も入れますと、なかなか4月以降すぐには運行できないというような状況かなというふうには考えておりますが、できれば早期にできるように協議を急いでいるところでございます。

それから、自転車の安全対策でございますけれども、もちろん春と秋の交通安全運動期間中におきます自転車利用者の街頭指導、それから通学時間帯の学生における自転車のマナーアップの街頭指導も随時行ってまいりました。小学校におきましても、やはり3年生を対象にした自転車の乗り方の教室も、小学校12校に実施いたしております。それから、幼児用のヘルメットの着用普及ということで、毎年秋口には幼稚園、保育園、保育所の方で交通安全教室を行っております。その中でも、保護者に対しまして、ヘルメットの着用の重要性ということも呼びかけてまいっております。

それから、大阪府の自転車の対策の取り組みといたしまして、これはやはり17年度の9月の秋の運動から、大阪府が交通対策協議会を実施主体といたしまして、自転車のマナーアップ運動を実施い

たしてございまして、行事といたしましては、やはりマナーの呼びかけに対するポスターとかリーフレットの配布によって、広報媒体を使って呼びかけておられるということでございます。

それから、大人向け、学生向けの講習会ということでございますけれども、高齢者も含めた自転車の安全教室、自治会に呼びかけて高齢者の自転車の安全教室も行っております。その中で、やはり効果的な自転車の講習ということですので、やはり興味のあるような内容でやっていかなければならないかなということで、寸劇を入れたような、今までにないような講習をやっていけば、より効果的になるのではないかなということで、以前もそういう形で実施いたしましたところ、かなり好評を博したということで、その内容をお聞きして、また別の団体から講習会を開いてほしいというふうな声も上がっています。ですから、18年度以降もそういうふうな一方通行的な講習ではなく、参加できるような講習にしていきたいなというふうに考えております。

学校、地域の大人向けの講習ということですが、これも学生の自転車のマナーがかなり悪いということをいたるところでお聞きしております。ですから、いろんなそういう学校の行事の中であるか、もしくは地域の活動の中で、そういうふうに講習会ができるような体制をもって、呼びかけていきたいなというふうに考えております。

それから、18番目の、バス利用促進の補助でございます。これは、国土交通省が推進いたしてございまして、バス等の公共交通機関の利用を促進し、自家用車、公共交通機関のバランスのとれた交通体系を確立する目的の補助事業を行っております。今回、予算計上させていただい

ておりますのは、阪急バスが個別対策事業といたしまして、ICカードの導入を考えておられます。いわゆるピタパでございまして、平成17年度から平成21年度の5か年計画で、一般乗合バス全車にICカードの導入をするということで、その国、府、地方公共団体の補助が必要だということで、今回、計上させていただいております。事業の補助につきましては、導入路線の補助基本額の5分の1を国が、5分の1を地方公共団体が補助いたすということになっておりまして、またその中で、地方公共団体の5分の1のうちの2分の1が府、県、残りの2分の1は市町村の率あん分ということになっておりまして、今回、18年度の導入の路線につきましては、豊中千里営業分というふうに伺っておりまして、距離はさほどないということで、こういう金額になっております。18年度はそういう予算計上でございますけれども、19年度になりますと、やはり導入路線の延長によりまして、率あん分によって若干の額がまた表示されるのではないかなということで、今後、20年、21年に向けて、そういう予算計上が上がってくるものでございます。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 それでは、19番目の、都市景観に伴います大規模建築物等の届け出について、お答えさせていただきます。

17年度では、2月末現在で届け出が約24件でございます。18年度の見込みにつきましては、届け出の過去実績が約20件から30件程度でございますので、18年度についても同程度というふうに考えております。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、2回目の質問を

させていただきますと思います。

まず、1番目の法定外水路の使用料の件でございます。水路の名目につきましては、例えば、神安土地改良区の水路とか、市の水路とかいろいろあると思うんですけども、水路によって、今の法定外管理条例に基づく使用料というのは、扱いに変わりがあるのか、ないのかというのを、ちょっと聞いておきたいです。

それから、水路の占用料につきまして、前回は聞きましたが、他市でもほとんど以前から取っているところが多いと思うんですけども、本市の場合は、前回は聞いたときには5年ごとに更新をしているということでございまして、私は、5年ごとに更新のときに、新たにもらい始めるのがいいのではないかということも言いましたけれども、更新状況ですね。更新がきちとなされているのか、いないのかということ、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、更新時から占用料を徴収をした方が公平になると思いますけれども、もう一度これ、ちょっと時間がたってますが、見解に変わりはないかもしれませんが、見解をお聞かせください。

それから、2番目の、都市再生地籍調査ですが、難しい説明やったんですが、私が聞いたのは、それはどういう形で摂津市としては事業展開されますかということをお聞きしたつもりでして、恐らく道路境界の明示とか、水路境界とか、そういう官民境界というのは、そんなところ辺が一番主立ったところだと思うんですけども、そこをどどんやっっていく、今までやっている部分のほかに充当していくということになるんだろうと思うんですけど。それで、予算概要の85ページにその辺のことは書いてありますけれども、これは、補助金、今言われたよう

に600万円と書いてあるうちの4分の3が国と府ということで、450万円をいただくと。名目上は600万円になってますが、事業予算としては749万2,000円ということで執行するということでございますので、ちょっとこの辺の財源と実際の予算とのことについて、ご説明ください。

それから、道路の官民境界線の査定の実施について、やっぱりどっか優先する地域とか、この区域を優先していこうとか、そういう何かあるのかなのか。それとも、今までやっているのに簡単に充当できるから、その分が市の持ち出しが安くなるというだけのことなのか、その辺、ちょっと教えてください。

それから、市として、今後この予算が、今回だけやないと思いますので、これをどのように使って、こういった事業をするのか、展望とあわせてお願いします。

それから、3番の、この完了検査に基づく件でございますが、1回目に確認申請の件数等についてお聞きしました。だんだんふえてきているということでもございます。これはこれで、ある意味でいいことであるなと思うんですが、今回ちょっとお聞きしたいのは、実は完了検査ということでございまして、この確認申請を出せば、当然、完成をすると完了検査を受ける。開発を許可をすると、完了検査を受けるということになります。検査を受けないということが問題になっているようで、新聞ではちょっと取りざたされておりましたけれども、この完了検査を受けている現状について、これは確認の場合はちょっとわからないかもわかりませんが、開発の場合は、当然、市が経由をして、経由というか、同じく検査をして、調書を府に送るという作業がありますからわかると思うんですけど、その辺

の完了検査を受けている状況を教えてください。

それから、受けていないものが発覚したときの対応ですね。どういう対応をされているのか。そして、今度、摂津市の開発協議申請書というの、これも一応完了検査が必要になっています。特に先ほど言いました都市計画法の許可申請の場合は、これは連動していますから、受けないのであれば、どっちも受けないと、受けるのであれば、市の検査もちゃんと受けないといけないと、こういうふうになっていると思うんですけど。ところが、このやり方について2つあって、1つは、協議をやって、これから工事をやって、完了検査を受けてから確認申請を受けるというパターンと、それから工事完了検査誓約書というのを添付して、工事はもうやらずに、確認申請をやって、一緒に工事をして、最後に検査を受けるというふうなやり方がありますね。ほとんどはそういうこっちの方の、フローチャートでいくと、こっちの方のやり方でいくと思うんです。だから、市の方の事前協議が終わったら、確認申請を出して、そして工事を一緒にやって、検査を受けると。そのときに、確認申請の完了検査と、この市の事前協議の完了検査は連動しておりませんので、受けなかったって、建築確認申請の検査済みは取れるという、こういうシステムになっていると思うんですけども。その辺の、開発協議申請についての完了検査の実態を、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、その後、受けた後に、いろいろ指導をされたものを取っ払ったり、例えばコンビニの駐車場で出入り口は大体摂津市でやった、2面やったら2か所とかいうて、しかも5メートルとかいうて決めてはりますね。そういうのを受け

てても、後で取っ払って、もう全面オープンになっているというようなコンビニエンスストアが何件かあります。そういうようなことを、完了後にそれが守られて、改修されていないかとかいうパトロールをされているのかどうか。そして、違反が見つかった、築造をしているのが見つかったときに、どのように対応しているのかということをお聞きしたいと思います。

それと、先ほど、野原委員もおっしゃってましたけども、非常に違反の問題ですね。築造、建築確認申請が終わって、完了検査を受けた後の違反の問題。これも非常に問題視されました。悪質なものから軽微なものまでいろいろあるわけですが、例えばホテルとか、そんな不特定多数の方が来られるような建物については、非常に悪質だというふうになってます。ところが、そういうようなものもあるし、例えば、中を改装して違う用途に変えてしまう。こういうのも本当は確認申請でちゃんと許可をもらわないといけないということになっているわけですけど、そういうのを怠っている場合もよくあります。それから、4号建築物といいまして、6条の4号で、これは木造の普通の一般の住宅がほとんどですけども、都市計画区域内にあるものについては、10平米を超えるものについては確認申請を出さないといけないことになっています。これをもし増築をしたいと、改築とかする場合にも、同じように届け出が要るようになってます。ところが、ほとんど出しませんね。出さないです。出さずに増築をしても、建築指導課とかは来ないですが、固定資産税課は来て、ちゃんと寸法をはかっていくというのは、よくあるんですね。だから、現実のところは、固定資産税はお金をもらわなあきません

から、ちゃんとはかりに来ると。担当課においては、わかっているけども、それを取り締まることはもうできないほど数も多いし、対応もできへんというのが現状ではないかなと思うんです。その辺の見解を一度聞いておきたい。どういう見解をされているのか、聞いておきたいと思います。

それから、4番目ですが、住民説明のお話の中で、合意をしてもらうところまでは求めておりませんということでした。トラブルは大なり小なりあるんだということで、そうかもしれないんですけども。少なくともそれを最小限に抑えていくための努力というのは、方法として説明会のときに経過書を添付することになっています。この説明会の添付書に資料を、その説明会で使った資料を添付をしなくてもいいことになっているんですけどね、これは、なぜそうされているのかということをお聞きしたいと思います。通例は、申請で出した図書があります。それと同じものを持って近隣説明に行くのが、大体モラルというか原則ですよ。一部まづいのはちょっと消しといてとか。そういうことをすることは、本当はモラル上はよくないんですけども、よくあるんです。そういうのが起こらないために、他市では近隣説明に使ったものを、同じものを持って行きなさいということ、よく言うわけですけど、そういうことをしていらっしゃらないのはなぜかということと、それから、経過書の説明会の経過について、こういう説明の経過をしましたよと、自治会でも判をもらうようになっております。地元自治会の、地元の一部同意が得られない、これはトラブルが大なり小なりあるんだということの部分だと思うんですけど、得られていないというか、まだ意思の疎

通というか、いや、私はちゃんと説明してもうてないと。いや、かたや業者はしたと。おれへんかったから昼間にチラシを入れたと。それでもう電話がかかってこなかったから、了解してもうたんだと。こういう見解。かたや、そんなん忙しいのに、夜に来てもらわな会われへんという見解の、こういう問題、経過があるんですね。そういう部分でも、いや、自治会長が判を押したら、もうそれでいいと。こういうふうになっているんじゃないかと思うんですけど、他市ではそういうことを未然に何とか防ぐというような意味では、後で自治会長に電話をして、その状況、模様を確認をしたりとかいうところもありますけど。その辺の、地元にきちっと説明がなされているということを確認をしていくということについての見解を、ちょっと述べていただきたいと思えます。

それから、5番目は、耐震偽装の相談窓口については、大阪府で12年以降のものについては、もう一回審査をやってもらってますということでありまして。それ以外の、それ以前のもんでいくと、これは建築士会とか、建築事務所協会ということが相談に乗ってくれるということで、そこへ行ってくださいという。これは有償ですね、相談料も1時間何ぼとかで、結構多額の、結構高価だったと思うんですけど取られるんですね、お金を。そういう、しかも遠いですわ、大阪市内の谷町かどっかあの辺だったと思うんですけど。そこまで出向いていかないと、相談もできないという状況ですので、これはちょっとご検討いただきたいと思うのは、今、市でも法律相談なんかもやってらっしゃいますので、そういうふうなスタイルで、建築士なりにお願いをして、そういう耐震相談を、相談窓口ですね、

そういうものを設けることができないのかというのを私なんか思うわけですが、その辺の見解について、ちょっとお示しください。

それから、7番目の200件、今回、水洗化されるだろうという、この補償金ですよということでございました。前回お聞きしたときに、地域割りがされてて、もとH社の区域とK社の区域とでは補償金の算定の仕方が違うんですよという話がございました。ちょっとややこしい話ですが、作業補償。金銭補償と作業補償とに分けて、併用でやっておりますよということでございます。この作業補償の面が、いろいろと整理をしなければいけないんだというふうな課題もあると。生活ごみの、これはもう全然あれが違いますけど、所管が違いますけど、そういったものも含めた整理を考えていかなあかんということが、前もたしか助役の方からもおっしゃっていたと思うんですけども、そういう整理の面において、この500万円ですね、200件の分と、それから作業補償との関係とで、どのように推移をしたのか。18年度するのか。それで、将来的にこれはどういうふうになるというふうに見てらっしゃるのか。ちょっとお示し願いたいなと思っております。

それから、8番目の、乙の辻踏切の関連でございましてけれども、夏ごろに軌道敷の外側にそれぞれが、右側通行やったら右側通行を誘発するようなものを標示をするということでございました。ちょっと朝見に行ったりもしたんですけども、やっぱり相互に行き交うとき、すごく混雑をするんですね。そんなに数が多くないけど、自転車とかが非常に多いもので、行き交うときに非常に混雑する。ちゃんと右と左に分かれとったら、もうちょっとスムーズにいくなというふうに感じま

す。先ほど言いましたように、とりあえずいろんな手の打ち方がないのであれば、これを早急にしていただきたいのと、まだ時間がありますから、もう絶対阪急は、もう中に線を引いたらあかんと言うのかもわかりませんが、線引くだけやったら、何とかせえやということで、ちょっともう一遍努力していただいて、やっぱり中に線があるのは絶対効果もあると思うので、引かせてもらうように、もう一遍努力してもらわれへんかなということ、これは要望しておきますので、よろしく願いをいたします。

それから、9番目の、市内循環バス運行についての新ルートの件で、一応着々と進められているということでございました。最短でいくと秋ごろにはスタートできるのかなと。もうちょっとかかるのかもわかりませんが、これも鋭意努力していただいて、市民の足の利便性が向上するように、努力していただくことを要望しておきます。

千里丘東23号線の件、10番でございます。この辺のことは、非常に地元からも要望もありました。非常に路肩が崩れて、いつも下がってくるんですけど、それが改修されるということでは、ある意味では非常によかったなという面もありますし、また、そこよりももうちょっと行ったら、また狭いんですね。両側に幼稚園があって、建物が建ってて、狭いところを、幼稚園の子どもを連れてお母さんがよくここを通るということで、非常に危ないという面も、安全対策の要望もあるんですけど、改修をされる時に、安全対策という面も含めて、これは考えていただきたいなというふうに思っています。その件も、どのような見解でいらっしゃるのか、安全面、ここの。ちょっと一度ご答弁ください。

それから、道路占用の問題ですね、今、先ほど指導体制のことをおっしゃってました。最終、最後は警察がおろすということですね。これを、そのとおりに業者がちゃんと守ってやるのかどうかということが、一番大事だと思うんですね。この間、実は、千里丘交番の裏側のところ、マンションギャラリーの工事をするのに、歩道の掘削をしております、ガードマンも立っていない、仮歩道もない。重機で掘って、そのままの状態です。ある人から私も言われて、ちょっと警察に、すぐ前が警察でしたから、警察に、これ、ガードマンも立っていないのに大丈夫ですかという話で、ちょっと行っただけですけど。後から安全対策の図面を見ようと思いましたが、これは市に置いてある分は、最終の図面じゃないんですと。最終の図面はどこにあるんだということ、警察にあるんですと。警察が取り締まらなあかんねんけど、交番の警察官ですから、それは見てないわけではないのに、ぽっとしているというか、言い方は悪いですが、気づかないという。じゃ、だれがこういうことを取り締まるのかということになってくるわけです。書類さえ通ったら、後は、わからなかったらそれでええねんやというふうなことがまかり通ると、これはいけないと思うんですけど。こういう、まず市の方に最終図面を、やっぱり警察と連携をして、警察も取り締まるけれども、摂津市としても、問い合わせがあっても、また自主的にも、そういう安全対策についてはしっかり取り締まっていくという体制をとれないものかと思うわけですが、少なくとも図面はもう一回、同じものが警察で許可して、いろいろ指導されたものが戻ってくるような体制をとっておけないのかというふうに思うわけですが、その辺の体制につい

て、ちょっとご答弁をお願いします。

それから、電波障害の調査について、12番ですが、調査をされるということで、これは地上波になりますとかなり減るといふ予測でございます、かなりその面では、今まで電波障害の対策費を組んでいたのが減額されるだろうという期待が非常に高いわけです。そのときの減額にしていく方法として、それでも全部はなくならないと思うんです。やっぱり、今まで対策していたものがなくなるときに、やっぱり金銭補償みたいな形のをせんとあかんのんか、それとももう電波障害は11年でなくなりました、さようならでいけるのか。残った分については、また違う方法を考えていくのか、その辺のどんな減額の方法が考えられるのか、今の現時点でも結構でございますので、ちょっと方向性だけお示ください。

それから、13番目の、東一津屋公園の整備についてでございますけれども、今、かなり具体的なことではおっしゃっていただきました。全面の公園としての整備は無理であったとしても、今のよりもかなり前進をさせていただくような答弁がございました。これは、しっかりと整備、できるだけ整備を確保していただきますように、よろしく要望しておきます。お願いいたします。

それから14番、千里丘三島線の改良工事についてでございます、それに付随してだと思ふんですが、予算書のその下のところに、支障物件移転補償費ということで載っております。これは同じ、多分、連動して、この関連で補償額として出てきているだろうと思ふんですが、この辺のことを関連で、どういう問題点があるのかということ、ちょっとお示し願いたいと思います。

それから、15番の、大正川の河川敷

の公園化についてでございますけれども、これもこれまで順調にいくと5月初めぐらいには公園化できるかもわからないということでございますので、5月12日にこどもフェスティバルがちょうど河川敷でございますし、それに間に合えば、そういう工事もしやすいという面もありますので、これはしっかり頑張っていたで、努力していただくことを要望しておきます。

次、16番、クリーンセンターの管理事業についてでございます。減額されていくということについては、こういう時代でございますので、非常に喜ばしいことでございます、ただ、消耗品としての分が2年に1回、また来年膨らんでくることになると思ふんですが、処理量が減ったというのが、ちょっとこれは気になるわけでございまして、これは水洗化に伴って処理量が、流入量が減っていつているということにつながっているのかどうか、この辺のことをちょっとお示し願いたいと思います。

それから、事務事業報告の、設備に精通している職員が高齢化してきているので、将来は民間委託を検討するというふうに載っております。このことについて、どういうふうなめどで、検討について、どんなふうな方向になっていくのかということ、それから、先ほど処理量が減ったということとあわせて、水洗化率の進捗との関係ですね。それから、正雀処理場については、本会議でもちょっと言いましたけれども、地元の要望としては、もう廃止してほしいという声も非常に強いわけでございますけれども、そうすると、ここのクリーンセンターの流入量が減っていくということももう一つの条件の1つになります。減っていった中で、どこかの時点で別のところに移転ということ

も考えていくんだらうなと思うんですけども。例えば、中央処理場も、その有力な候補だらうと思うんですけどね。そういう先の展望になります。民間委託、委託料の縮小、そして正雀処理場の廃止に向けた取り組み等について、ちょっと先の展望を教えてくださいたいと思います。

17番目、自転車の安全対策についてでございます。先ほどからお示ししていただきました。大人向けの講習については、高齢者向けの講習なんかをやっているということでございまして、以前には若いお母さん、子ども連れのお母さんのマナーがよくない人があると。前と後ろと背中に1人背負ってとか、そういう非常に危ないケースもあるということもあって、子どもたちの講習のときに、お母さんたちも一緒に講習を受けてもらえるようなことを取り組んでいくということもおっしゃってましたので、これはもう答弁は結構でございますので、しっかりと取り組みをしていただきますように、これは要望しておきます。よろしく願いします。

それから、18番目の、バス利用促進等総合対策補助事業ということでございまして、国土交通省が財源を持っているんですね、今のお話です。ちょっとICカードの補助化をしていくには2万8,000円でどれぐらいのことが、これはカードリーダーの、バスの中に機械を設置をするという費用なのだろうと思うんですけど、2万8,000円で非常に少ないなという気もするし、そんなものをせなあかんのかなという気持ちもありますけれども、一応これはもう結構です、わかりました。

それから、19番の都市景観事業についてでございます。年間20件から30

件出ているということでございまして、見通しはそれぐらいになるということでございまして、これはこの要綱がつくられてからちょうど丸4年近くになります。非常にできたときに期待をいたしまして、摂津市はこれで景観上もよくなってほしいなという思いがいっぱいあったわけございまして、それで4年を経過しておりますので、ちょっと何点かお聞きをしたいと思うんですけど。これは指導面のこともありますけども、これまでの実績の中で、当然この景観条例が出てきて、いろいろ指導をされる。そして、竣工届がないんですよ。事前協議みたいなことをやって、その中で、こんなやってくださいというようなことがあって、でき上がったものについて、その竣工届がないんですね。完了届がないんですね。そういうものの中で、でき上がってきたものについての評価。乖離というか評価というか、その辺のことを、ちょっと総括して、一遍言うていただきたいなと思います。

それから、摂津市都市景観まちづくり要綱というのがあります。この中に、4年を過ぎて、例えば景観モデル地区を指定していきましようということがあります。それから、景観形成市民団体認定制度というのがございます。それから、景観形成協定制度。こういった、要するにどんどんまちをきれいにしていこうと、景観をよくしていこうという仕組みをつくってらっしゃいます。こういった3点についてですけど、どういう展開をされてきているか。また、これからの18年に向けて、どういう展開をして摂津市をより景観のいいまちにしていこうというねらいを持ってらっしゃるのか。ちょっと教えてくださいたいと思います。

それから、20番の、耐震診断と耐震

改修についてでございますけれども、財政的にと言われたら、何も言えなくなるわけですが、耐震診断で言いますと国の補助が3分の1おりますよということがありますし、耐震改修では7.6%ということでございますけれども、国からの補助を出しますよというふうな制度になっておりますし。耐震化について、市としても、耐震改修促進計画というのをつくっていこうというふうなことも打ち出されつつありますので、そういった意味では、やっぱりときを考えて、固定資産の減免措置とか答弁がありましたけども、それ以外にも積極的に市として、こういう取り組みをしていくことも大事だと思いますので、これは要望とさせていただきますけど、一度考えていただきたいなと思います。

それから、21番でございますけれども、新幹線の観覧施設についての状況はよくわかりました。ここの人も年間2,400人ほど来られるということで、非常に人気も高いかもわかりません。また、ちょっと入り口の方をぐるっと回ると、新幹線の基地が、本物の基地がありまして、そこにも結構人がたくさん来られています。以前からここに何か利用して、もうちょっと人がたまれるような、観覧できるようなものをつくれなかと。そして、この新幹線公園と一体の、こういうような何かできないかということがあったわけですが、そういう考え方について、ちょっと一度見解を教えてくださいなと思います。

それから、最後22番ですが、新バリアフリー法案について。先ほど、新しいバリアフリー法案についての基本計画を策定することができるということだとおっしゃってましたけど、交通バリアフリー基本計画のときは、非常に他市よりも大

分遅れてスタートとしたというような経緯があって、エレベーター、エスカレーターの設置も、どちらかというとも本市の駅は他市の駅よりもちょっと遅れてスタートしたというような面もあります。それは、結局財政面であると、そのときもおっしゃったんです。財政が伴わないということをおっしゃったんですけど、そういう意味では、今度はやっぱりもう少し情報をキャッチしておいていただいて、他市に先んじて、こういうバリアフリーについてもしっかり計画をつくっていけるような体制をとっておいていただけるように、これは要望しておきたいと思えます。

○山本靖一委員長 答弁を求めます。

山口参事。

○山口下水道管理課参事 質問番号1番の、水路の管理についてでございますが、神安土地改良区が管理する水路と、本市が管理する水路は区別をしております、占用料につきましては、その施設が存続する間は、毎年徴収をしております。

占用の更新についてでございますが、占用の期間満了後、引き続いて占用する場合は、更新をしていただいております。占用の期間は5年としておりまして、更新がきちっとできてるかということでございますが、条例制定後の申請につきましては、更新管理をきちりしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 質問番号3番の完了検査についてお答えいたします。

民間の単なる建築確認ですね、この完了検査についても、最近はかなり改善を見てきて、平成16年度の完了検査の受検率は79%、約80%に達しております。昨年あたりから大阪府と摂津市

が協力いたしまして、完成間近な物件を洗い出しまして、大阪府の方に摂津市から報告いたしております。その報告に基づきまして、大阪府の方は完了検査を受検するよう促すという体制をとっております。去年から今年にかけて、まだ一段と上がっているのではないかと考えております。

それから、まだ確認された中で、受検されていない物件をどうするかということなんですけど、過去に多々そういう物件はあろうかと思うんですけども、そこまで現実には手が回らないという状況だと思えます。府の方でも積極的に受検されていないところについて、働きかけているという状況ではないかと。まずは、現在、進行している建築物の受検を、できるだけ100%に近づけたいというのが、府の考え方だと思っております。

続きまして、開発につきまして、都市計画法に基づく開発なんですけども、今年の場合、現在までに、昨年の1月から12月にかけて、13件ほど申請がございます。そのうち11件は開発検査を完了いたしております。あとの2件はまだ工事が進行中だというふうに聞いております。

それと、摂津の開発協議基準に基づく完了検査なんですけれども、摂津市の小さい開発につきましては、主に検査というのは外構関係のものになってきます。道路、側溝、それから下水関係、それから交通の関係、緑、公園、こういったところなんですけれども、ほとんどが先に、建物を建てる前に工事を仕上げてしまうと、建物を建てるときに傷んでしまうというふうな状況がありますので、委員がおっしゃるように、工事完了検査のときに、完了検査の誓約書を取りまして、建築確認を受けていると。それで、建物が

建ってるときに外構まで影響しないという状況の中で完了検査を受けさせていただいているという状況です。今のところ、こういうシステムで進めさせていただいて、何ら問題は発生していないと考えております。これからもこの状況で進んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、違法建築の件なんですけれども、確かに委員のおっしゃるように、建築基準法では10平米未満の増築については建築確認を出さなくてもいいという規定がございます。あちこちでそれに近い増築をされてるんですけども、特に増築された結果、容積率、建ぺい率が違反になってくるじゃないかということなんですけども、そういうことは多々あります。ただ、我々がそれを違反建築だというふうに認定するには、当然、敷地の大きさを把握しての上で、それから増築面積を把握しての上でということになりますので、かなり難しい話となってきます。この分につきましては、先ほども申し上げましたように、パトロール中なり、市民からの通報なりをもとに、できるだけ我々は違反物件については取り締まりをしていきたいと思っております。府と連携して取り締まりをしたいと思っておりますけれども、まだ隅々まで取り締まるという状況にはございません。これからも引き続き努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、4番目の、地元説明のときに、地元説明の説明資料を経過報告書の中につけさせてはどうかということなんですけども、従来から我々、強制ではありませんけども、説明資料というのは各戸に配付した場合は、つけるということになっておりますし、地元説明会に使

われた資料は、全部ではありませんけれども、大半いただいております。委員がおっしゃるように、そういう行き違いがあってはいけませんので、今後につきましては、できるだけ説明会について、資料をつけていただくように指導していきたいと思っております。

続きまして、耐震の分について、専門家による相談窓口を設置できないかということでございますが、この分につきましては、正直なところ、件数が年に数件、相談事がございます。法律相談のように需要は決して大きくないと考えております。それと、行政間でお金を出し合って、そういう防災センターというところに支援をして、相談窓口を設けさせていただいて、そこに行っていくというシステムもつくっております。それと、摂津が改めてそういう相談窓口をして、それに見合う需要を考えたときに、今の状況が費用対効果を考えて場合に、一番いいのかなという思いがあります。今後の状況も見きわめていかなくはなりませんけれども、とりあえずは現在のこの体制を続けていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほど、お願いいたします。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 質問番号12番目の、2回目のご質問でございますけれども、維持管理費が軽減されるかとのお問い合わせでございますけれども、確かに委員ご指摘のとおり、地上デジタル波の建造物障害は、アナログ波に比べかなり低減されるということで聞いております。ただ、地上デジタルテレビ放送で電波障害が起らないエリアにおきましても、現行のアナログ放送がある2011年7月までは、障害の対策施設が必要となります。こういった問題がありまして、今後、こ

の調査に基づきまして、これからの移行時期も含め、どのような方法が考えられるかという技術的な問題を検討していきたいと考えております。また、その中で、今後の管理コスト等、費用対効果を考える中では、ケーブルテレビへの移管も一つの選択肢ではないかと考えております。

それともう1点、本市以外の摂津市域内における他の公共施設の対策施設もございます。例えば、モノレールでありますとか、新幹線でありますとか、府営住宅でありますとかございます。こういった他の公共施設への取り組みも参考にしながら、今後、方策を考えていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い致します。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 質問番号21番目の、JR東海道新幹線鳥飼基地の中央環状線側に、市民が新幹線を観覧できるスペースを設置することについて、どのように考えているかについてご答弁を申し上げます。

本市におきましては、地域の特性をあらわしているものの1つに、新幹線鳥飼基地があると考えております。市民の方は、新幹線基地のあるまちという意識を持たれている方も多く、昨年度、市民が参加していただいたワークショップで、新幹線鳥飼基地をテーマに取り上げられました。基地に来られる方から聞き取りをし、その活用についての課題を整理するなどの取り組みが行われてこられました。今後、ワークショップの取り組みは、具体的な活用に向けたものとなっていることから、行政としてもサポートできる分については、協力を行ってまいりたいと考えております。

ご質問にありました施設見学、施設開

放については、企業の施設に対する考え方や、現状の立地条件のもとでの安全の問題など、解決を図っていかなければならない課題も多く、16年9月には、JR東海に対し、市民の施設見学をお願いに行きましたが、やはり安全管理上を理由に断られた経緯もございまして、JR東海の協力がなければ、事業の形成が困難であると考えております。

本会議で市長が答弁しましたように、この施設を生かして、市民の皆さんに喜んでいただける何か具体的なものについて、市民の皆さんのご提言をいただきながら、検討してまいりたいと考えています。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 それでは、質問番号14番でございますけれども、予算書165ページの支障物件移転補償費でございます。この内容につきましては、先ほどご説明申し上げましたけれども、千里丘三島線交差点改良工事の施工に際しまして、支障となります水道またはガスパ等の移転補償費でございます。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 質問番号7番目の、し尿補償に関するご答弁をさせていただきます。

今の補償でございますが、今現在1社で、し尿の収集業務を行っております、この地域としましては、平成14年以前から受託している地域と、それから平成14年以降、新たに受託した地域があると。それぞれに協定書、覚書等で今日まで補償を行っておるわけでございまして、問題は、このうち以前から委託している地域について、金銭補償と代替業務があると。問題は、この代替業務の期間が定められていないと、これが我々は課題と考えておりまして、この点について、今

現在、業者と協議をしているところでございます。

将来どうなるのかということでございますが、これについても、協議中でございますが、ただ、金銭補償につきましては、減少世帯数に対して補償単価を乗じたものを今後も補償していかなければならないのではないかと考えております。いずれにしても、また建設常任委員協議会等で、この点についてはご説明をしていきたいと考えております。

それから、16番目の、クリーンセンターの管理料につきまして、正雀終末処理施設負担金が減ったということで、これはクリーンセンターの方で前処理した後に、最終処理ということで、正雀の処理場の方に送水をしておりまして、この送水量が減っているということでございます。これは、水洗化率の向上等により、し尿くみ取り世帯、浄化槽世帯が減少しているということによるものでございます。クリーンセンターに委託化ということで、今現在も検討しております。課題としては、委員が言われましたように、高齢化であるとか、機械に精通した職員を今後確保しなければならないと。こういった点が課題と考えておりまして、こういった対応ということでは、委託というものも当然、考えていかなければならないと、このように考えております。

それから、正雀処理場の廃止ということで、先ほども言いましたように、正雀処理場は本市のし尿、それから浄化槽汚泥を最終処理している施設でございますが、その移転ですとか存廃問題については、本市についても重大な影響が及ぶということから、今後も吹田市の方と協議を重ねていく必要があるのかなと考えております。仮に処理場がなくなるということになれば、当然、最終処理をどこで

するのか、それについて一案として中央処理場というようなこともおっしゃいましたけれども、中央処理場で処理するとして、どんな形でそこにし尿、浄化槽汚泥を持っていくのか、ここら辺についても、今後、検討をしていかなければならないのかなと考えているところでございます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、質問番号2番、都市再生地籍調査で、補助対象金額が600万円で、予算としましては749万2,000円上がっているが、その違いについてということです。

このことにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、国が2分の1、府が4分の1と。しかるに4分の3が補助金で行われるということで、市の持ち出しが4分の1でございます。ということになりますと、当然、補助事業にできないという部分がございます。それが、**差額**で申し上げます149万2,000円に該当する部分でございます。例えばどういうものが該当するかといいますと、地籍調査業務を行うために、今回、大きく変わる部分がございます。これは、先ほども申し上げましたように、最終的には個人の財産の面積を確定することを目的に置いておりますので、住民への説明を行わなければなりません。ということで、パンフレット等の作成を行ったり、説明会を行うための予備調査を行うとかいうような事業費に充てる見込みでございます。

先ほども言いましたように、この都市再生地籍調査の従来から本市で行ってまいりました官民境界の道路境界確定作業との違いが大きく2点ございます。

まず1点目といたしましては、今までのことにつきましては、市の道路のみの

境界の確定をやってまいりました。今回のこの都市再生地籍調査におきましては、先ほどから申し上げておりますように、行政区域内すべてが対象でございますので、府道との境界も当然、生まれてくるわけなんです、その府道と民地との境界も定めるのも当該市、摂津市で行っていくということが大きな違いでございます。官民という言い方ですので、当然、道路区域と民間の土地、それから水路敷であるとか、河川敷であるとかいうような、要するに行政区域内のすべてを対象としまして、それをブロック割にしまして進めていくというのが大きい違いでございます。

それと、もう一つの違いにつきましては、現在、本市で使っております測地計につきましては**面座標**を使っております、人が目で見て、機械でやっているというのが現時点でございます。それを大きく進めるがために、平成16年度から国交省が、本市につきましても都市再生街区基本調査というものを行いまして、成果としまして、摂津市内に標準杭を、基準点を設置してもらっています。この基準点のベースになりますのがGIS、衛星から送られておりますポイントを基準にいたしまして、基準点を設置されました。今回、この都市再生の地籍調査で行います、ベースとなります基準点につきましても、まず最初にGIS、要するに衛星座標に置きかえるという作業と並行で進めてまいっていくという予定であります。これ、大きい違いが2点ございます。

今後の展望につきましてどうなのかということですが、今後の展望は、先ほど言いましたように、この調査結果を、要するにデジタルデータといたしまして機械処理ということを大きい目標に

上げております。コンピューターやデータ蓄積が可能となるような形で、数値情報化などを行い、また先ほども言いました衛星測量における、そういうふうな地図ベースそのものにつきましても、本市全体で使っていけるような、道路だけにかかわらず、そういうふうな形での展開ができればというふうに考えております。

とりわけ18年度の地区としましては、先ほども言いましたように、座標の変換として予定しておりますのは、正雀本町2丁目の一部と、鶴野2、3、4丁目の一部を、座標変換区域と考えております。官民境界調査を進めていこうという並行する作業につきましては、桜町1丁目、2丁目を予定しております。

続きまして、10番の千里丘東23号線の安全対策についてということですが、今回、こういうふうな工事を行います部分では、基本となる部分は、譲与を受けました里道を基本に考えておりまして、その幅が1メートル82センチでございます。この考え方につきましては、建築確認等での指導を受けます中心後退バックというところを基本に考えておりまして、里道を基本にセンターから2メートル40センチ、2メートルの部分につきましては道路敷で、40センチの部分につきましては側溝、L型街渠を予定しておりますけれども、**そういうふうな**幅での、将来向いが広がれば4メートル80センチの道路になっていくであろうということでの、とりわけ今現在が、この幅で道路形態をなしております。もう既に個人さんの土地は協力を得ております、田んぼですけれども。そういうところを、幅としては考えております。先ほど委員おっしゃいましたように、幼稚園の真横で信号までの間、非常に狭くございます。そこまでのすりつけ部分につ

きましての、ラインを引いて誘導を図っていきたいということでの安全対策は考えております。

続きまして、11番の、施工承認に伴います最近の工事の事例ということでお問い合わせがありました。事実上、何もなしで現場が工事されておったということですが、このことにつきまして、摂津警察署からも報告を受けておりまして、最近のことであれば非常に珍しい事例であります。警察官が現地に出向きましても改善されなかったということをもって、やむなく工事の中止命令を出したということで、その後、請負業者が警察に出向きまして、顛末書を提出しまして、施工の方法を改善されて終わられたということについて報告を受けております。そのときの警察からのコメントですと、通常は警察官が出向きますと、すぐに改善されるのが通常であると。しかしながら、現地の対応は、私らがこれしか言われてないんだと、ガードマンを立てるかどうこういうのは私らの範囲じゃないというようなことを言って、全然らちがあかなかったことが事実あったということで、現地で、もう工事をやめなさいということで中止命令を出したということは聞いております。今後におきましては、先ほども言いましたように、最終の権限は警察にあるわけなんですけれども、指導権限につきましては、しかしながら、委員おっしゃったように、許可の条件についてはうちの方に返ってくるわけですので、最初の許可条件等をリンクしました図面等につきましては、入手するようにしまして、今後、道路パトロール等につきまして、発見したときには、速やかに警察と連携をとって、交通安全の対策をもとに指導にあたりたいと、こう考えます。

○山本靖一委員長 土井課長。

○土井まちづくり支援課長 19番の、都市景観事業について、お答えさせていただきます。

まず、大規模の届出と、その完了後の確認についてでございますけれども、大規模建築物の届出に対します指導の内容としましては、周辺との調和を図ることを目的としておりまして、具体的には敷地での緑化、建物やフェンスの色彩、駐輪場やごみ置き場などの配慮といったことに対して、ご協力を願っているような状況です。ご質問のように、完了届の手続きはこれにはございませんけれども、我々としましては、建築物が完了した段階で、現地の方の確認をさせていただいております。その状況の中では、届け出と完了が大きく食い違うというようなことは、今まではございません。

次に、景観形成の市民団体の認定制度と景観形成協定制度、これらの活用状況についてでございますけれども、これらの制度は、いずれにつきましても、住民による景観づくりを進めるための支援制度でございます。これらにつきましては、地域住民からの申請を基本としておりまして、また認定後は市がこれら良好な景観形成に対しまして、助成をするというような制度になっております。現在の市の財政状況の中で、新たな助成制度を設けることが非常に困難な状況にありますことから、現在、これらの制度の活用については行われてないという状況にあります。

それともう一つ、都市景観形成地区の指定についてでございますけれども、これにつきましては、市の顔となる景観や地域を特徴づけます景観を持つ地域を、景観形成地区として指定をし、重点的に景観形成を図っていくという制度でございます。それと、地区指定につきまし

ては、住民の合意を要するという形になっております。具体的には、歴史的な景観地区や良好な景観地域の指定が考えられますけれども、地区指定につきましては、やはり一定の広さと連続性というのが必要であるというふうに考えておりまして、摂津市域の中でどこがいいかということにつきましては、まだ現在、場所を特定できるところまで至っていない状況にあります。また、地区指定につきましては、指定するだけではなくて、指定して良好な景観をつくっていくこうと思いますと、やはり行政が景観形成に対しまして、ハード整備も含めて、何らかの先導的な役割を果たしていく必要があると考えております。これらの状況の中で、現在、地区指定までには至っていないというのが、今の現状です。

これらの中で、今現在何ができるのかということで、できることとしまして、現在、先ほどの大規模建築物の届出、これによりまして、市民啓発と、市民の方にそういう景観に配慮していただくという取り組みをしております。また、それ以外でも啓発としましては、市役所ロビーを初めまして、各公民館で、年1回ですけれども、景観パネル展等を開きまして、景観についての市民啓発を行っております。また、住民主体のまちづくりというのを通して、また景観を知ってもらおうという形で、景観ワークショップなどもあわせて行っているという状況にあります。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 先ほどの3番のお問いに対しましての、開発行為のところで、一部、お答えが抜けておりましたので、追加させていただきます。

検査を受けた後、緑化等の分について、ほかの分に変えられているところはある

んじゃないかと、そういう部分について、どう考えておられるのかということだったと思うんですけども、確かに委員がおっしゃるような状況も、幾らか見受けられます。この4月から府条例で緑化基準が変わりまして、共同住宅等につきましては、10%以上の緑化を義務づけるということで施行されることになっております。本市でも開発協議基準で10%以上の緑化を求めるということになるんですけども、この分については、そういう過去の守れないということ踏まえまして、今回の監督官庁である大阪府なり公園等々、関係各課と、これからどうあるべきかということ、一度、協議させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 それでは、最後、3回目の質問にいきます。要望になりますけれども、1番目の、非常に歯切れの悪いご答弁だったと思うんですが、水路占用の5年後の更新の状況はどうですかというお問いだったんですけども、17年4月1日以降、完璧にできてますということだったのが、ちゃんとしてまいりたいということでしたので、ちょっとわからなかったんですけども。なかなか難しいと思っております。これはもういろんなケース、僕も今まで知ってますけど、最初の申請は、それはもう借りなあかんからやります。更新のときの申請というのは、その最終的には何か建物を建てるとか、何とかかんとかという理由で、業者が申請をやるわけですね。次は施主がやるんですわ。そんなきちんと引き継ぎを受けてないとか、そんなせなあかんかったんかみたいな感じでされてないとか、非常に多いんですよ。これはもうそうなんです、全体的に。だから、その辺を、

やっぱりきちっとしていかなあかんということと、それから、やっぱりもう1点、占用料の公平性のお話を見解をもう一回言うてくださいと言うたんを、答えがなかったんですけど、今度5年後の更新ごとに占用料をやっぱりかけていくのが、公平だと思うんです。そうすべきだと思うんですけど。でないと、払わない人は、もういつまでも払わない。新しく占用を出した人だけが払うと、こういうことになってしまいますので、これはちょっと本当に一度検討していただきたいという旨、前回は要望しましたけども、検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、更新もちゃんとするように、やっぱり指導をしていただきたいと思っております。こんなのは本当に難しいと思えますよ。難しいけど、何とか努力してやってください。これは要望しておきます。

それから、2番目の、都市再生地籍調査は、いろいろ新しい取り組みを聞かせていただきまして、ああそうかと。そういえば、先ごろ、よく測量をやっているなというふうに思っていました、道路とか。そういうことをしていたのかという、ぴんときましたけども。正雀本町、それから鶴野、桜町という、重点的に地域を決めていらっしゃるんですけど、これ例えば、今、近い将来的に市のまちづくりをせなあかんという地域もありますね。例えば、吹田操車場跡地周辺とか、JR千里丘駅西口周辺とか、南千里丘周辺とか、こんなところを先にやったらええんじゃないですか、重点的に。そしたら、手間が省けるというか、後でまた、その分はどっちみちまた事業をやろうと思うときには、測量費を出してやらなあかんねんから、どっちみち先に国費を使ってやったら、そんならその分、楽じゃないかと思っ

たりもするんですけど、そういう考え方があかんのか、これは答えは結構です。一遍考えてください。

それから、完了届についてですが、これ何かもうひとつキツネにつままれたような、最後の答弁だったんですけど。摂津市開発協議申請についている完了届の状況はどうですかということは、問題ないということでしたけど、いや、ちゃんと出ているのか、出てへんのか、いやもう100%ぐらい出てますという答えが本当は欲しかったんですけども、難しいでしょう、なかなか現実には。難しいと思うんですわ。それはもうどう考えても、確認申請、検査済証は融資の問題とか、ローンの問題とか、今、物すごいうるさいですからとらなあかん。ところが、これ連動してなかったら、つい忘れてたり、また抜けたり、やっぱりすると思うんですね。だから、これ、きちっとこういう制度で設けてはるねんから、100%、確認で79%やから、それ以上というのは難しいかもわかりません。でも、極力これはきちっと市の姿勢として、検査を受けなあかんもんについては、受けなあかんという姿勢を貫くべきだと思うんですね。大体、やっぱりこういう業界は、そういううるさいところについてはきちっとやりはりますし、そうでないところは対応がちょっと変わったりという、そういうこともありますから、これは姿勢として、そういうことをちゃんと貫いてほしいなと思います。

それから、完了後のパトロール、これは例としては緑化のことは言ってないんですけども、よく道路の出入り口なんか、例えば全面オープンになっているとか、そういうコンビニなんかがありますよとかいうことで、見た目で見えますわ。これは指導にのっとってないなというか、

後でやりよったなということがわかるわけですけども。そういう悪質なものについては、ちゃんと改善命令なりを出す、これも姿勢だと思います、市としての姿勢。もう何か検査が終わって、後、もうどうやっても何も言わへんねんということだったら、何でもオーケーになってしまいますから、やっぱり市の威厳というか、きちっとやっぱりそういう、あかんもんはあかんという、検査も出さなあかんもんは、出さなあかんということを、きちっとしていくことが大事だと思います。その辺をしっかりと要望させていただきたいと思いますので。

それから、非常に確認申請を受けずに増築とかするのが多いということは、これはもうちょっと問題提起とさせていただきますので、また大阪府と協力していただいて、改善方法についても、また検討していただきたいと思います。これは全国的に法律そのものについて問題がありますけども、これは結構でございます。

それから、4番目の分でございますが、住民説明の件も、ちょっと同意というか、地元合意との確認の関係について市としてどういう見解なのかという答弁はなかったんですけど、今のままだもええんだということになるのかもわかりませんが、やっぱりきちっと説明をしているということについての判断。それは、言われるように、いろんな方がいらっやいます。どうしても合意されないと。もう、だれが見ても、これは合意してもおかしくないのに合意してないと、そういう場合もあります。ありますけれども、やっぱりきちっと業者が本当に説明に行った、ちゃんとやったということが確認できるような方法というのは、やっぱり考えていかなあかんと思うんですね。そ

れを市が状況をちゃんと把握した上で、これでいいでしょうというふうにするのであればいいですけど、やっぱり報告書に記載されているとか、どの辺の見解で、相手もそういう見解をちゃんと持っているのかというのは、さっき例として言いましたけど、ポストにぱっと入れたら、もうこれで説明しましたと。連絡先に書いてあって、返事がなかったから了解をもらいましたと。こういう感覚の業者、そういうところもあるしね。そういうところもありますから、その辺のことについては、慎重に取り扱えるような市の体制をつくっていただきたいと思いますので、これも要望しておきます。

それから、し尿処理の補償金ですけれども、余り全然新しい答弁がなかったんで、仕方ないですけど。これは鋭意努力していただいて、本当に明確に、この辺がすきっと明確に、予算執行上も明確にできるような解決の方法を、解決していただきますように、これも要望しておきます。

それから10番、千里丘東23号線ですけども、この件につきましても、三島幼稚園のところまではやりますよということでございますけれども、そこから向こうは狭いわけでございまして、安全対策も、できればちょっとしっかり考えていただいて、今回の工事とあわせて考えていただきますように、これも要望しておきます。

それから、11番、道路占用の件でございますけれども、先ほどしっかりパトロールもやっていくということでございましたので、これも先ほどの完了届と同じでございますけれども、摂津市はもううるさいと、もう本当にちょっとやったらパトロールに来るというぐらいの、やっぱり市の姿勢というか、そういうものを

貫けるような体制を、警察と協力していただいて、とっていただけますように、これもよろしく願いを申し上げます。要望しておきます。

それから、電波障害の調査のことについては、これはわかりました。結構でございます。

それから、14番、千里丘三島線の改良工事について、これはわかりました。しっかりと工事をやっていただきますように、これは要望しておきます。

16番、クリーンセンター管理事業についてですが、先の見通しもおっしゃっていただきました。これは、今後しっかりと水洗化率の見通しもしっかりつけていただく中で、正雀処理場の件も考慮に入れて、しっかり取り組みを進めていただけますように、よろしく願い申し上げます。要望しておきます。

耐震窓口の件ですね。これは5番ですけども、それほど多くないということでもございましたけれども、できるだけ、もし来られた場合でも、窓口でも丁寧な対応をしていただく中で、簡単なこともありますでしょうし、お答えできるようなこともあるでしょうし、これは市民に対して丁寧に対応していただくことを要望しておきます。よろしく願いいたします。

それから、都市景観事業、19番でございますが、なかなか4年たっても進まないというジレンマというか、なかなか理想が高すぎるのか、これから頑張っていくということなのか、いろいろあるでしょうけど、これはしっかりね、期待はしております。ただ、他市の事例を見ても、なかなかあいまいというか、景観という部分については、感覚的にあいまいな部分もあって、お金も絡むし、そういうものを規制できるのかというふうなこ

ともあって、非常にどこも難しい部分であると思うんですけども、しっかり取り組んでいただきたいなと思います。

それから、公営部分も、先ほど言いました、これから市として、何かまちづくりをしていく部分には、特に自主的にそういう考え方を持っていく。例えば、何回も言いますが、南千里丘とか、今度の吹田操車場跡地とか、こういうところについては景観の考え方をしっかり入れてモデル地域としようとか、そういう絡みをして、市として、やっぱり景観上すぐれた地域を残していくということが、周りもそういう触発をしていくということにつながってくると思いますので、これはちょっと長いスパンになるかもしれませんが、そういう観点でしっかり取り組んでください。よろしくをお願いします。

それから、新幹線の観覧のスペースについて。これも非常に道のりは遠いかわかりません。でも、大事な夢として育てていただきたいなと思いますので、実現に向けて努力していただくことを要望させていただきまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○山本靖一委員長 暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

質疑のある方。

原田委員。

○原田委員 それでは、質問をいたします。

まず最初に、市道千里丘31号線、これの維持管理についてお尋ねをいたします。

ここには古くから松並木がありまして、非常に景観上いいわけございまして、この管理が非常に気になるところでござ

いますので、考えをお聞きをいたしたいと思います。

2番目に、市内の路線バスの利用者に対するサービスとして、バス停にベンチや、あるいは日よけをつけてほしいという要望もたくさんあるわけございしますが、これに対する取り組みはどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

それから、3番目に、淀川の河川公園の利用者に対する地元の要望はたくさん出ていると思いますが、これに対しての取り組み等についてお尋ねをいたします。

4番目に、さきも出ておりましたが、道路占用料、これは18年度予算で9,260万円とありまして、ほとんど16年度の決算の数字とほとんど変わっておりません。先日の本会議で、議案第18号、市道路線認定をいたしました。これが19路線ございまして、この認定もこの18年からいけるわけございまして、そういうところで、少し占用料が上がってもいいんじゃないかというような感じを受けるわけですが、これについての担当課のご見解を賜りたいと思います。

続きまして、交通安全の対策として、啓発看板を立てていただいております。これについて、前に一般質問でどなたか議員が述べられておりましたけれども、非常に老朽化をした、あるいは赤さびて用を足さないような看板もございまして、これは撤去していただいて、必要ならば再度つけるということでございしますが、平成18年はどのような取り組みをされるのか、お問いをいたしたいと思います。

次に、路面標示の設置工事。先ほどもご質問が出ておりました。287万5,000円の予算が計上されております。市民の要望に十分こたえられるかどうか、非常に危惧というんですか、心配をいたしております。先ほどのご答弁では、新

しく出てくるところ、また既存で消えていっているところもしなきゃいけないということで、大変だというようなご説明がありましたけれども、287万でどれぐらいできるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、土木維持作業業務委託料として3,800万円が出ております。これについては、所管が下水道管理課が管理をされておられます。発注方法、あるいは1年間の業務執行をどのようにされるのか、お尋ねをいたします。

続きまして、まちづくりでございますが、現在、摂津市では市街化調整区域がございます。既に一部、資材置き場、あるいはリサイクルセンター、そして大きな墓地公園ができております。そして、一部、農地の転用をされて資材置き場、あるいは自動車駐車場等がされているわけでございますが、早い時期にこの調整地域の問題を解決しておかなければならないというふうに感じておるわけでございますが、市としての考え等をお聞きをいたしたいと思っております。

次に、都市計画道路の見直しでございます。これは一般質問でもいたしましたように、市内には昭和37年から計画決定をされました道路があるわけでございますが、いまだ未着工でもあり、また計画幅員の見直し等があるわけでございますが、平成18年はどのように事務執行されようとしておられるのか、お尋ねいたします。

続きまして、都市計画審議会委員報酬として、16万6,000円が出されておりますが、これの審議会のあり方についてお尋ねいたします。

それから、自動車駐車場の使用料として4,794万5,000円。自転車駐車場の使用料として1億4,182万円が計上されております。利用者に対して

の使用料でございますから、当然これぐらいの費用が入ってくると思うんですが、それに伴って駐車場の管理委託料として1億2,233万3,000円の執行があります。これについて費用対効果を含めて、非常に収入の割に支出が大きいというふうに感じるわけですが、この辺のお考え等をお聞かせをいただきたいと思っております。

続きまして、市営住宅の使用料でございます。これにつきまして、7,439万7,000円が使用料として見込まれておりますが、さきの16年度の決算の委員会で私の方から、収入未済額はどれほどあるんだというご質問をいたしましたところ、536万4,300円が未収であると、こういうことでありまして、17年度、鋭意その徴収に当たりたいというお考えを示していただきまして、その後、頑張っていたいただいていると思うんですけれども、どうなっているのか。この予算にどのようになっているのかお尋ねいたします。

それから、昨日の、あるいは一昨日の本会議において、市営住宅の建て替えを方針として出されまして、それに対して代表質問を行ったところでございますが、建て替えに伴って、地元の入居者の意向調査を含めてあるわけでございますが、現在、空き家になっているところがたくさんあると思っております。これの状況と、そして住宅困窮者がたくさんおられまして、いわゆる入居募集をいたしましても、非常に倍率が高い、応募が多いということで、入れない方がたくさんおられます。そういう意味で、この機会を通じて、できるだけ入居していただけるような条件を、やっぱりつくるべきではないかなという考えを持っておるわけでございますが、一般公募を含めて、あと計

画では基本調査を今年やるということですが、84戸ということでありまして、6階建てを建てるということでもあります。これはもう少し努力をしてふやしておけば、そういう住宅困窮者に対する受け皿としてできるんじゃないかというふうに考えるんですけども、そのお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

それから、最後でございますが、公園の管理についてお尋ねをいたしたいと思えます。38ある都市公園の管理がされるわけでございますが、先ほどもご質問にちょっと出ておりましたように、事務執行をやられるわけですから、どのような形でやられるのか、お尋ねをいたしたいと思えます。

○山本靖一委員長 藤井参事。

○藤井土木下水道部参事 それでは、市道千里丘31号線の松並木の維持管理についてというお問い合わせでございます。

現在、松の木におきましては25本存在しております。これにつきましては、吹田市行政区域界までの部分が千里丘8号線ということで、須佐之男命神社の横の道路とつながっておる路線でございます。神社の参道という位置づけから、参道並木ということで、市道路のアスファルトの舗装であるとか、周辺の土地利用に伴いまして、生育の環境は大きく変化をしておるところでございます。その生育環境は厳しいものでありますが、沿道住民などの理解と協力を得ながら、街路樹として地域の皆さんに親しまれておられて、適時、枝払いなどを行っておるのが現状でございます。

続きまして、道路占用料の9,260万円、さきの議会で新規認定があったにもかかわらず、ベースが変わってない。もう少し上がるのではないかというご指

摘でございますが、このことにつきまして、過去の事例だけを申し上げます。平成16年度の予算ベースで申し上げますと、予算9,268万円に対しまして、決算ベースで9,252万8,060円ということでございます。17年度、まだ決算は終わってませんけれども、今の現在の見込みでございます。予算でいきますと9,254万7,000円計上しておりましたが、現時点でのベースでは9,267万3,000円という形でございます。過去におきまして、新規でふえる部分と、個人での占用を廃止されるというベースがございまして、やはり予算ベースで多少前後するということがございます。によりまして、今回の18年度予算におきまして、今までどおりのケースで新規認定路線だけが追加されますと、ふえるやもしれませんが、ふえるベースとして予測されますのは十四、五万というふうな予測は立てております。しかしながら、減額もあり得るということから、前年度ベースでの予算として計上させていただきました。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 3点目の、淀川河川工事の地元要望についての、今現在の考え方につきましては、まず淀川河川公園スポーツ施設の建設経過について、以前、グラウンドゴルフの早期着手ということで、ご要望をいただいております。この件につきましては、国土交通省では河川整備計画の策定に当たっては、平成13年2月、淀川水系流域検討委員会を設置されて、学識経験者の意見を反映する手続きを導入されたところであります。その委員会でもって計画を策定する国土交通省に対して意見を提示することを目的に、河川整備の内容について検討され、現在は整備計画の原案ができております。

その中で、今現在行っておりますのは、淀川河川公園の基本計画改定委員会、これが平成4年度から現在まで、続いて行っております。その中で、今、委員の中には、私どもの森山市長も入っておられますけれど、その中で、今後、淀川の河川公園については、どのような形で整備していくべきかということについて、今現在、議論されておられます。その内容がまとまりまして、それから初めて実際にグラウンドゴルフとか、そういう河川整備を行っていくかについて検討されるわけでございますけれど、それまでの間は、かなり時間的にはまだかかってまいるんじゃないかなと、私ども、その場の委員会に出席した中での感想でございます。だから、ここ一、二年でできるような形ではないんじゃないかと思っております。

それと、もう一つは、淀川については、川でなければできないもの、川に生かされた利用という形の観点が一番大きい内容でありまして、できるだけグラウンド等につきましては、要するに堤内地ですね、そちらの方で整備していくのが妥当じゃないかという考え方もまとまっております。

もう1点、市内の38公園の管理はどのような形で行っているかということにつきまして、説明を申し上げます。

まず、基本的な考え方でございますが、都市公園管理作業委託ということで、一応これはすべて業者委託で現在行っております。特に剪定作業、これにつきましては今現在、単価契約でもって、市内4業者でもって、市内の分を一応剪定、それから除草関係、梅林管理作業関係、灌水作業関係、それから、それについて全部一応管理をいたしております。それから、あと、公園の清掃におきましては、一応シルバー人材センターの方に委託し

まして、清掃、除草業務を行っております。ごみの収集につきましては、木本興産の方に委託しまして、都市公園、ちびっこ広場、バス停、市道路、公園等のごみの定期収集並びに市公園等の不法投棄の処理も行っております。そういうような形で、今のところはすべて業者への委託ということで行っておりますので、よろしくお願ひします。

それと、あと、パトロール業務につきましては、これは公園におけるいろんな、要するに危険行為とか、いろんな不法行為については、私どものパトロールの方で、それぞれ見つけ次第注意しながら回っておりますし、それぞれ何か公園でいろんな損傷とか起こりました場合については、早急に対応してまいっております。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 そうしましたら、7番目の土木維持作業業務委託料のことに關しまして、ご説明を申し上げます。

所管ということでございますが、土木維持作業の分につきましては、下水道管理課で所管しております。平成10年からこの作業を行っておるという状況でございます。発注方法でございますけれども、委託班としまして、ダンプ1台、作業員3名。運転手込みです。もう1班は、ダンプと作業員2名。これもやはり運転手込みの条件の形の中で、それぞれ単価契約をさせていただくと。その単価契約させていただいた形の中で、市民の方からご要望、これに關しましては、道路の施設あるいは公園の施設、あるいは下水が担当しております水路ですとか、簡単な排水管と、ここらの維持管理を行っております。また、各地区で行われます美化会等、ここらの土砂等が発生しますと、そこらの回収もさせていただいてい

るという状況でございます。そういうふうな作業にいろいろ取り組んでおるわけですが、平成16年度の実績では641件を対象に作業をさせていただいています。また、平成17年11月末現在ですが、458件の作業業務をこなしているというような状況でございます。

○山本靖一委員長 水田課長。

○水田交通対策課長 市内循環バスに関連いたしますバス停のベンチ、日よけの設置ということの取り組みでございますけれども、これは市内の路線バスのバス停におきましては、歩道の幅員の関係もございまして、かなり狭いところであってもベンチが置かれているところとか、日よけがあるという箇所もございます。その取り組みということでございますけれども、これはやはり道路管理者の考え方もございますけれども、そのベンチの設置、あるいは日よけについては、バス事業者に過去にも要望も行っております。ただ、歩道のベンチを設置して、なおかつ歩道として2メートル以上のそういう幅員があれば設置可能かなというふうには判断しておりますので、そういう箇所につきましては、バスの事業者に申し入れができるのではないかなというふうに考えております。

それから、交通安全対策の啓発看板ということでございます。これも市内、かなり啓発看板の設置の要望が年間ございます。今現在おっしゃっている分につきましては、平成の3年、4年当時から設置いたしておるような木枠のような形の看板が老朽化しているのが多々見受けられるということでございまして、市民の方の通報、あるいは委員からの通報によって、撤去、あるいはその撤去することによって、必要がなければそのままの状態ですけれども、新たに取にかえる

というふうな形をとっております。それで、18年度の取り組みということでございますけれども、これは本来、月1回ではございますけれども、警察の規制のかかる標識、あるいはその私どもが設置しております看板の点検ということでパトロールを行いながら、発見したときには、新しく設置するか、あるいは撤去するかというふうな形をとっております。いずれにしても、細かいところまでは目が行き届かないところもございまして、やはり市民の方の通報も当然必要かなというふうに思っておりますので、18年度におきましても、そういうふうな体制で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから、路面標示設置工事の287万5,000円でどれだけできるのかというお問い合わせでございますけれども、17年度中でございますけれども、新設の要望もでございます。1つの箇所として見ていきますと、17年度中で、今現在行っております新設の箇所では28か所。それから、復旧の箇所でいきますと91か所ということで、そういう箇所でいきますと、その件数でございます。その中には、やはり交差点マークとか、文字の飛び出し注意とか、いろんなそういう内容も含まれておりますけれども、箇所でいきますとそれぐらいが大体平均させていただいておりますが、ただ、その年々によりますと、新設の要望も多くある年もあるれば、復旧が多くなるケースもございます。

それから、自転車、自動車駐車場の収入と、それにかかります管理の委託料の予算の兼ね合いということでございますけれども、これは本市におきましては、千里丘第1自転車・自動車駐車場、それから千里丘第2自転車駐車場、それから

フォルテ摂津の自動車と自転車の駐車場と、それからモノレールの摂津駅と南摂津駅の自転車駐車場と自動車駐車場がございます。18年度予算の中で見てまいりますと、使用料の収入といたしますと、1億8,976万5,000円。今、お答えがございました管理委託料につきましては、1億2,233万3,000円と計上しておりますが、単純にこれを差し引きますと、6,700万円の増という形にはなっておりますけれども、やはりそれ以外にいろいろそういう経費もございます。やはり、そういう費用対効果を見るとなれば、やはり利用者の率を上げていくというふうな考え方になろうかなというふうに思っております。

○山本靖一委員長 長野課長。

○長野建築住宅課長 12点目の、34ページの市営住宅の使用料についてのお問いでございます。平成16年度の決算の委員会におきまして、私どもがご報告いたしました7件の536万4,300円とご報告したわけでございますが、現在は5件の滞納が460万7,600円となっております。収納していただいたのが75万6,700円、14.1%収納していただいております。なお、今月も督促を出しまして、臨戸訪問し、今月いっぱい努力をしたいと思っております。

それから、空き家の状況でございますけれども、確かに鳥飼野々団地、鯨生野団地、それぞれ合わせまして84戸ございます。40戸と44戸ということです。そのうちに鳥飼野々団地におきましては、木造の方で20戸のうち4戸、鳥飼野々団地の準耐火2階建ての方ですけども、それが20戸のうち6戸。鯨生野第1団地におきましては20戸のうち1戸、鯨生野第2団地は、現在2月末では空き家はございませんけれども、1戸、3月末で

の退去届が出ております。したがって、3月末では12戸の政策空き家ができると考えております。

今後、市民プール跡地での計画でございますけれども、資金面とか財政面とかいろいろ種々検討する中で、従前戸数の84戸はもう最低確保したいと考えております。ただ、今後の計画の中で、敷地の条件とかもろもろ諸条件を検討する中で、計画を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 粟屋次長。

○粟屋都市整備部次長 それでは、質問の8番目でございますけれども、市街化調整区域につきまして、もう既に現在、資材置き場、委員おっしゃるように墓地、本市のリサイクルプラザが建設されております。その中で、ご質問はまちづくりの観点から調整区域等の線引きの変更をしてはどうかというお問いだというふうに思うんですけども、本市の総合計画の中におきまして、土地利用構想で、その調整区域につきましては、安らぎと潤いの場ということを定義づけられております。そうした中で、この総合計画におきましては、目標が22年までということでございますので、当面の線引きの変更は、私どもは困難だというふうに考えておるところでございます。

続きまして、質問番号9番目の、都市計画道路の見直しでございますけれども、大阪府におかれましては、順次、都市計画道路の見直しを進めてこられております。私どもが該当します北部大阪につきましては、平成17年度、今年度見直しのいろいろ評価をされておられます。委員もおっしゃっておられますように、今回の見直しにつきましては、都市計画決定が旧の都市計画法、これは昭和44年以前でございますけれども、それにおい

て計画決定されたもので、現在まで未整備のものについて、存続または廃止するかの見直しでございます。ということで、幅員の変更や線型の変更なりにつきましては、今回の見直しの対象外であったというところでございます。

それで、見直しの考え方でございますけれども、まず、存続、廃止かにつきましては、その代替的な機能を持つ道路が存在するかどうかというのが1つの基準になってまいります。代替機能と申しますのは、通常2車線の場合はおおむね10メートルの幅員があれば、代替道路となるであろうという考え方を大阪府はされておられます。そうした中で、私ども、当市におきましても、大阪府の評価によりますと、3路線、4区間の廃止という評価が大阪府の方から提示してまいりました。ただ、そうした中で、本市で調査、いろいろ検討、またいろいろ協議もさせていただいた中で、その4区間につきましては、それぞれ歩行者、また車両の通行も多うございますから、ある一定以上の歩道の幅員が必要だと。歩行者、また自転車利用者の安全対策のために必要だということで、一応すべてが存続、残すという方向で、17年の11月に大阪府において決定されたものでございます。

続きまして、10番目の、都市計画審議会のあり方でございます。この都市計画審議会というものは委員もご存じだと思いますけれども、都市計画法の第77条第2項によって設置をしておるものでございます。ただ、最近につきましては、以前は摂津都市計画ということで、都市計画審議会に諮り、いろいろ意見も言うて答申もいただいたわけでございますけれども、現在では、北摂地域7市3町ですけども、それで北部大阪都市計画という位置づけになってございます。ただ、

そういう都市計画区域の広域化はされましたけれども、都市計画審議会のあり方については、当該、行政市町村で審査会を開くという扱いになっておりますので、今後、広域的な都市計画に対してどうしていくんだという、ちょっと研究事項は残っておりますけれども、当面は従前どおりの都市計画審議会を開催をお願いして、審議を賜りたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 まず、市道千里丘31号線の松並木の保存についてであります。高槻市の八丁松原というすばらしい松並木の市道があります。先日、見てまいりましたら、冬場は木を大事にするために、こもを巻いて、害虫を駆除するようにして、あるいは消毒も入れて、きちっと管理をされているというふうに思います。私ども、山がないこの摂津市において、唯一残っておる松並木を、ぜひとも保存というのですか、大事にさせていただいて、地域に愛される道として、管理をしていただきたいなというふうに思います。これはご答弁は結構ですけれども、そういうことを取り組んでいただきたいというふうに思います。

バス停の日よけでございますが、今、ここ数年かかって千里丘三島線の改良工事をやっていただいております。いわゆる摂津警察署前のところもやっていただきまして、バス停もつくっていただきまして、幅員も十分あるこの歩道もバス停があるわけですが、先日、お年寄りが安全柵にもたれてバスを待っておられて、定時には来てないと思うんですけども、しんどそうにされておられたということを見まして、これはやっぱりいち早く、どんなことがあっても、ここには設置をせないかなという感じがいたしました。

そういう意味で、バス会社に要望していくということでもありますけれども、あそこにつきましては、まず一番に、ひとつやっていただけたらかなというふうに思っております。そのほか、管理等、いろいろ言いたいこともあるんですけども、所管の方にまた申し上げますが、そういうことで交通弱者と言われる方々に、十分配慮できるような取り組みをしていただきたいということ、これも要望しておきます。

淀川河川公園の地元要望でございますが、先般からずっと淀川河川公園に行くために、住宅の方から上られるわけでございますが、階段に手すりがついている階段もたくさん出てまいりました。私ども、既に要望をしていただいておりますというふうに聞いておったんですが、設置をされないということで無視をされたと思っております。そういう意味で、担当として、やはり国土交通省と十分連絡を密にさせていただいて、多分やられていると思うんですけども、17年度から18年度にかけて、目に余ると言うたら悪いですけども、こちらの方は早く設置をしていただかないかんのに、できてないというようなことがありますので、ぜひともひとつ、地元要望にこたえられるようにしていただきたいと思っております。なお、河川敷側の方につきましては、いろいろあるようでございますけれども、やはり左岸側は地元要望がたくさん入っているようでございます。寝屋川市、そして守口市がかなり地元要望を入れてやられていると聞いておりますので、摂津市も唯一残された公園でございますので、河川公園を最大限利用できるように取り組みをしていただきたいと思っております。

道路占用料でございますが、先ほど来、もう質問が出ておりますので、要望いた

したいと思っておりますが、昨日の森内議員の代表質問において、山脇部長は、この占用料の3倍ぐらいが道路の維持管理に必要、欲しいということをご答弁されました。非常に部長、思い切った考えを持っておられるなというふうに、敬意を表するわけですけども、本来、ここに総務部長なり、あるいは助役に出てきていただいて、お考えをお聞きをしようと思うんですけども、いずれにしても、この道路占用料というのは、あくまで道路特定財源という我々も位置づけもいたしておりますし、この間、要望もしてきたわけでございます。参事の方からのご答弁では、十四、五万上がるだろうということで、伸びるだろうということでもありますけれども、その財源は、ひとつ道路の維持管理の方にされるように、そしてもう少し道路財源の確保に奮闘していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

交通安全対策の啓発看板でございますが、見苦しい看板については早急に撤去していただいて、市民が、本当にここは危険だな、気をつけなければならないなというように感じていただけるように、看板設置をひとつお願いしておきたいと思っております。

路面標示でございますが、新規が28か所、91か所の復旧であります。到底、この287万5,000円では足らぬと思っております。私ども、昨年から要望いたしまして、待ってくれということで、18年度は何とかしていただけるなと思うんですけども、この数字を聞かせていただいたら、また先送りというふうな感じになりかねません。そういう意味で、特に路側帯ということで、道路は幅員が広いために、街灯、防犯灯が非常に役目を果たさないというところについては、唯

一路側帯のこの白線が頼りというのがあるわけです。そういう面で、ひとつ補正予算を組んで欲しいんですが、こんなことはもうされませんが、ひとつ有効的な活用をしていただけたらなと思っています。これも要望しておきたいと思っています。

道路維持作業業務委託料でございますが、年2回に分けられて、上半期、下半期ということで、3,800万円割る2ということで、1,900万円ずつぐらい請負契約を結ばれるわけでございますが、16年度実績で641件、平均いたしますと、1件当たり約5万9,000円ということになります。ダンプ1台と3人と、1台と2名ということになります。単価契約を行っておるということでありますが、事務報告書を見ますと、上半期は確かに忙しい、草もよう伸びる。そして、いろいろとたくさん仕事が業務があります。雨期も多いということである。下半期、寒期の部分ですね。いわゆる秋以降、冬にかけては、非常に仕事が少ないというように思います。そうでしょうね。木も剪定して切ってしまうと、もう冬場は伸びてこない。こういうことであります。とにかくこれ、発注方法を見直しをしなきゃならないというふうに感じるわけです。16年度決算で3,717万円ですが、出来高払いのような報告をされておりますが、発注方法について、やはり検討をしなきゃならないというふうに感じるわけですが、もう一度、ご答弁をいただきたいと思えます。

なお、所管について、下水道管理課でございますが、これはあくまでも道路を含めた維持管理だというふうに感じております。そういう意味で、やはり道路課が所管するべきだというふうに私は思い

ます。道路のお願いに行きますと、うち、違いまんねんということでは、何のための作業業務委託料かというふうに感じたわけでございます。これについては、ちょっと所管課では答えにくいと思いますので、山脇部長にひとつご答弁をお願いします。

調整区域の問題でございますが、一昨日の代表質問で、いわゆる総合計画の見直し、改定について質問をいたしました。

18年準備段階、19年からその作業にかかっていこうというご答弁がございました。当面は困難であるということではありますが、現実にそういう状況が起きてきてるんでね、これはやはり行政として早く気がついて、あるいはやっていかなきゃならないということ、やはり見解を出していかんと、何や難しいおまっせ、総合計画にあるからということではあかんで、18年度からその準備をして、19年度から2年余りかけて、次のこの計画をやるという動きでございますので、遅れないように。遅れることによって、その地域のまちづくりが遅れるということでございますので、ひとつ担当の方で最大限頑張っていただきたいと思えます。

都市計画道路の見直しでございますが、3路線、4区間。また、細かく担当に聞きたいと思えますが、例えば千里丘寝屋川線、そういうところで早くから立ち退きをされて営業されている方も、非常に苦情を言われているらしいです、聞いているのは。そういう意味で、大阪府あるいは摂津市がやらなきゃならない計画道路についても、府と十分協議をしていただいて、やっていただきたいということ、これを要望しておきたいと思えます。

それから、都計審は、予算概要の中に、生産緑地地区の変更などの審議会だと、審議の状況だというふうに書いています。

これは報酬が出ているわけですが、実際に、やはりもう少し摂津市のまちづくりという観点から、都計審のあり方というのは、やっていただきたいなというふうに思うわけでございます。もう一遍、ちょっと見解があれば。

自動車の駐車場の問題でございますが、いわゆる収入と支出、委託料の関係で、6,700万円ほど利益があるということでございます。これにつきましては、いわゆる自転車置き場、あるいは自動車駐車場設置に対して、随分と費用をかけておりますので、これに充てなければならぬというふうに思うわけですが、考えるところ、少し費用がかかり過ぎているなというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。こんなもんやということであればいいんですが。私は、もう茨木市も、この間見ましたら、既に料金の自動機の導入をされておられました。そして、係の方がおられないと。しかし、利用者が使用料を払って利用されているという状況を見ましたので、本市もそういう取り組みをやらなきゃならないんじゃないかなと感じるわけですが、増収、いわゆる使用料の徴収と、そして支出の管理委託料との差をどのようにしていくかということをお考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

それから、市営住宅のあれでございますが、この7,439万円には、460万円余りの未済額は載っておらないというお考えなんですね。ぜひ、ひとつ頑張ってください、ご協力をしていただくようお願いしておきたいと思っております。なお、建て替え等につきまして、空き家11戸を踏まえた募集ということになるわけですが、84戸の計画を、ぜひひとつ100戸あたりでも、6階建てということで、いわゆる日照権の問題等があるん

だろうと思うんですけども、この際でございますので、もうあと次に建てるということは非常に難しいという状況でございますので、公営住宅の趣旨に沿って、住宅困窮者に喜んでいただけるような施策の1つとして、もうひと努力できんかどうかということをお考えをまとめていただければなというふうに思います。これは要望しておきたいと思っております。

公園の委託でございますが、15年度は一括発注をされまして、2,885万6,000円の執行がありました。16年は4社に発注をされまして、3,267万4,389円、これはふえておるわけでございます。この間、都市公園がふえたのかなと感じたんですが、都市公園もふえてないし、費用が高くかかっているということでもあります。それぞれ、これは出来高払いだと思うんですけども、高木、中木、下枝、低木ということでの、あるいはその他の梅とかハナショウブとかヤエノキの管理とか、いろいろあるわけですが、この発注方法について、少し問題があるんじゃないかと感じています。例えば市内全域に38か所ある都市公園があるわけですから、そういう意味で、どれとどれとを組み合わせをして、あるいはどういう形で発注することが、いわゆる単価の低下につながるということをお考えを、やはり見出さなければならぬと思っております。予算があるからこういう支出をしようということではなくして、いかにして効率よい予算執行をやっていくということが求められていると思うのでありますが、いかがでしょうか。

そして、発注時期が16年度では5月31日から3月31日までの請負契約になっておりまして、市から高木を何本切

れ、この木は切らなくてもいい、そういう仕様書をお渡しをされていると思うんですけども、これとの関わりで、非常にアンバランスが見受けられます。そういったところについて、ご見解をいただきたいと思います。

○山本靖一委員長 栗屋次長。

○栗屋都市整備部次長 ご質問の、都市計画審議会のあり方ということでございます。確かに平成18年度の予算概要に記載させていただいておりますのが、生産緑地地区の変更に係る都市計画審議会ほかという記載をさせていただいております。この記載内容につきましては、生産緑地地区の行為の制限、これにつきましては毎年、ほぼ1年を集約した中で、毎年審査会上げさせていただいて、都市計画の変更をさせていただいたものでございます。その他、大阪府決定でありますとか、市決定分、いろいろ建築基準法その他の法規関係の変更に伴います案件も過去にもやってきております。最近で言いましたら高度利用地区の変更とか。そういうので17年度では2回の開催をさせていただきました。そのうち1回を生産緑地地区のやつでさせていただいた経緯でございます。ただ、新年度の予算組みに当たりましては、大阪府の決定もでございますので、どういう案件があるかわかりませんので、確実な生産緑地地区ということで予算概要に示させていただいたというものでございます。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園の管理作業の中で、特に剪定とかそういうのがあるんでございますけれど、確かに15年度までは、一応1つの業者でもって発注させてもらいました。その場合においては、もうはっきり言うたら、1回発注してしまいますと、あとについては、差額

については全部、それは使えないという状態の中で今動いております。ところが、今回、単価契約におきましては、一応予算を持っております。その予算の範囲内までは使わせていただけるというのが、まず1つメリットがございます。

それと、もう1点は、市内4業者にそれぞれ発注しておりますので、それぞれ発注することにおいては、できるだけ均等な形で発注できるという点もあります。

それと、もう1点は、地元から特に要望の多い箇所について重点的に剪定に入れるという形です。それと、定例的にすべて、例えば除草作業なんかにつきましては、もうほとんど毎年やらなければいけない箇所は全部決まっております。それについては、別になるんですけども、特に大きな公園なんかでいきますと、やっぱりかなり樹木がふくそうしているところがあります。それについては、去年と今年につきましては、やっぱりかなり剪定をした中で、要するに、すきっとした形の公園となるような形で整備しております。特に庄屋公園なんかにおきましては、やっぱりかなり皆さん方、全体の地域からの要望があって、要するにそんな形で剪定して行って、特にそこに重点的に力を入れて行ってという形がございますので、年間を通じた中で、すべて平等な形になるような形で発注をしていっているのが、今、現状でございます。

だから、当初のこういう形の単価契約でなければ、もう1回発注すれば、それでもう一切金額の変更はできませんということです。それがいっぱいまで使えるというのが今回のメリットで、できるだけ皆さん方の要望のある箇所についてはやっていきたいというような形で、整備をしていったわけでございます。

○山本靖一委員長 水田課長。

合わせ、こういうふうな形の中で作業をしているという状況でございます。ですから、どうしても年度当初、草の生え方もいろいろ、冬季に比べますと早い状況でございます。ですから、道路の草刈りですとか、あるいは水路際の草刈り、この辺は回数的にも非常に多くなっているというのが1つございます。また、地域の側溝、あるいは水路清掃なんかの回数におきましても、やはり5月、6月、このあたりに回数が多く持たれているという状況もありまして、若干、上半期の方が、出勤回数は多くなっているというような状況でございます。

ですから、私どもも、できるだけご要望に速やかに対応できるような体制でとってまいりたいと、今後も努めてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 山脇部長。

○山脇土木下水道部長 土木維持作業委託を道路課所管にすべきではないかというお問い合わせございましたけれども、道路の良好な維持管理に向けましては、厳しい財政状況の中で、職員一同、鋭意行っているところではございますけれども、ご要望の箇所になかなか追いついていけないのが状況であります。少ない道路予算の中で、何ができるか、土木下水道部として、今後、道路の維持管理に向けて検討したいと思って、どういうふうに、どんな管理に向けて、維持管理に向けてやっていけばいいのか検討したいと思っております。

そんな中で、今、委員のアドバイスといたしますか、所管替えすべきではないかというお問い合わせに対して、それも私は選択肢ではないかと思っております。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 先ほどの答弁の中で、ちょっと申し忘れたんですけれ

ど、平成15年度の一括発注で1,800万円という額は、原田委員おっしゃるとおりですけど、それにつきましてはあくまでも剪定作業のみの請負額でございます、除草につきましては別個に500万円ほど発注しておりまして、トータルとしまして、平成16年度の都市公園管理作業委託にかかります金額と比較しますと、平成15年度につきましては3,253万1,100円の費用を使わせていただいております。

○山本靖一委員長 原田委員。

○原田委員 公園の管理でございますが、よくわからない。というのは、15年度、高木ですね、これは1,215本です。16年度、1,812本です。中木、これは1,129本。16年度、1,149本。低木の面積、15年度、1万5,955平米、16年度、1年後ですね、1万7,088平米。植樹されたんだという理解もするんですけども、先ほどのご答弁では、低木は切っていったんやというようなご説明もありましたね。見通しがきくようにということで。

そういう意味で、実質、必要なところの費用は当然支出しなきゃならんと思うんですけども、必要でない部分まで入っているんじゃないかと。昨年、私、ちょうど選挙がございまして、地域を回ってましたら、公園の管理は、やっぱりいろんなご意見が出ておりました。そういうことはないやろうと。やってくれてますよと。私、資料を持っていますからと言うけれども、現実には、その地域では切ってもらってないと、剪定が全然できてないというふうなことであります。これ、先ほど言いましたように、5月1日から発注されて、3月31日まで。そんなら、一番切ってほしい時期に切れてないんじゃないか。これは、木のことでありますから、い

ろいろあると思うんですけれども、住民の皆さん方の期待にこたえられてないというのは、公園管理だというふうに思っています。

そういう意味で、無駄というよりも有効な、効率よい予算執行をやらなければならぬと思うんですけれども。そして、全部すべて一括発注でありますけれども、この地域の公園については、例えば木が少ない地域もありますよ、公園もあるからね。これについては秋でええやないかとか。そういうことをして、創意工夫を凝らさないかと思うんですけど、もう一度、参事のご答弁をお願いしたいと思います。考えだけ。それで終わりたいと思います。

駐車場の件でございますが、できないことは余り並べられないで、ここはこういうふうにやっていきたいと、やっていかなきゃならないという、費用対効果を見出していかんと、いつまでもこれだけの金がかかるんやと。収入は利用者の関係で減るけれども、要る金はこれだけ要るんだと。要る金をできるだけ節約をしていこうと、こういうことに向かなきゃならぬと思うんで、答弁はもう結構ですけども、機械化の導入とか考えなきゃならないと思いますので、1年間よく勉強していただきたいと思います。

○山本靖一委員長 野畑参事。

○野畑土木下水道部参事 公園の管理の剪定の方でございますけれども、確かに地元の要望を聞き入れないで、そういうふうな形でやったことについては、確かに申しわけないと思っております。今後につきましては、地元の皆さん方のそれぞれの要望を十分聞き入れる中で、限られた予算でございますので、できるだけ有意義に使わせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願

います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時29分 休憩)

(午後4時30分 再開)

○山本靖一委員長 再開します。

議案第28号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

藤浦委員。

○藤浦委員 補足説明がありませんので、この「新築等」を「新築」に改め、というところだけ、詳しく説明だけお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 中谷参事。

○中谷都市整備部参事 それでは、藤浦委員の質疑に対する説明をさせていただきます。

この手数料条例で、優良宅地の造成及び優良住宅の新築等の認定に関する事務というものが、今現在ございます。この分について3つの条項が、手数料を指していたわけなんですけれども、優良宅地の造成に対する手数料、それから優良住宅の新築に対する手数料、証明に対する手数料ですね。それから、新築等で、良質住宅に対する手数料ということ、
「等」が指していたわけなんですけれども、租税特別措置法の改正によりまして、良質住宅の優遇措置というのがなくなりまして、それに伴いまして手数料条例を廃止するものでございます。

○山本靖一委員長 よろしいでしょうか。

以上で、質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

ご苦労さまでした。

(午後4時33分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

建設常任委員長 山本 靖一

建設常任委員 野原 修